

『叙玉秘抄』について

—写本とその編者を中心に—

田 島 公

はじめに

平安時代に宮廷を中心に行われた様々な儀式は、単なる儀式にとどまらず、儀式が当時の政治そのものであったことが提言されて以来、多くの史実や制度が解明されつつある。⁽¹⁾ そのような中で、近年、特に叙位・除目に関する研究が盛んになり、着実な成果をあげている。⁽²⁾ これらの儀式研究では、古記録をはじめ儀式書が基本史料となるが、信頼しうる刊本が少ない上、翻刻されていないために、いまだ充分活用されていない儀式書・古記録も多く、写本の系統の解明・校訂作業など基礎的な書誌学研究は漸く進展しようとしているのが現状である。⁽³⁾

このような研究の状況に鑑み、本稿では撰関期から院政期にかけての記録・儀式書の逸文を多く含み、正月の叙位儀の儀式次第・作法に詳しくにもかかわらず、翻刻は勿論、研究も全く行われていない院政期の儀式書『叙玉秘抄』をとりあげ、その書誌学的な検討を行うことにする。

第一章 『叙玉秘抄』の諸写本とその系統

第一節 諸写本の検討

『国書総目録』によれば、『叙玉秘抄』（別名『除玉秘抄』）四巻は藤原^(三考)公教の編著で、写本は二部知られ、東洋文庫に一部（四冊本）、宮内庁書陵部に一部（一冊本）所蔵されており、治承二年（一一七八）の奥書があるという。⁽⁴⁾ このうち、東洋文庫所蔵とされるものは、現在、国立歴史民俗博物館に所蔵される広橋家旧蔵本を、書陵部所蔵のものは柳原家旧蔵本をそれぞれ示している。この他、書陵部には、その後整理された、延徳三年（一四九一）に三条西実隆が書写した三条西家本一巻があり、東山御文庫にも江戸時代の写本一冊（四冊のうち第一のみ）が所蔵されており、管見では『叙玉秘抄』と題する写本は四部伝存している。以下、①三条西家本・②柳原家本・③広橋家本・④東山御文庫本の順にこれらの写本について書誌学的な検討を加えることにする。

①三条西家本『叙玉秘抄』

宮内庁書陵部には『叙玉秘抄』を二部所蔵するが、先ず、三条西実隆書写の写本（函号 四一五―三四四）について検討を加える。⁽⁵⁾

三条西家本『叙玉秘抄』は内容は第一から第四まで分かれているが、

一卷の卷子本で、弘文荘より購入したものである。⁽⁶⁾ 反故となった文書・

消息・和歌懐紙類四十三紙を貼り継いで料紙としており、⁽⁷⁾ 各料紙の右肩

には順に「一」から「四十三」の数字が墨書されているが、現在、第十

一紙目が欠けている（現存、四十二紙）。そのうち、第一紙から第十二

紙に第一の、第十三紙から第二十紙に第二の、第二十一紙から第二十八

紙に第三の、第二十九紙から第四十三紙に第四の内容がそれぞれ記され

ている。料紙の長さは、縦は三〇・六cmではほぼ共通ではあるが、横は第

一紙から第三十二紙までが約四四〜四五cmと長い料紙を、第三十三紙か

ら第四十三紙がその半分の約二二〜二三cmの短い料紙を用いている。⁽⁸⁾ そ

れぞれ糊代の部分は約〇・三cmある。また、約一九cmごとに折目があ

り、現装のような卷子本になる以前は、折本であったことが知られる。⁽⁹⁾

そして、巻頭には実隆の印である「聴雪」の朱印があり、各所に朱書・

朱の合点もある。内容を概観するため、以下、各巻の外題・内題・（内

題に続く）目録・奥書等を示す。

（外題）叙玉秘抄 全

（内題）叙玉秘抄第一

（目録）着御前座

奏十年勞 召統昏

持参統紙 書従五位下

叙式部 叙民部

遣取院宮御申文 叙藏人

叙王氏

（奥書）奥書本云、

治承二年十二月三日、切統之、本書者一卷之書也、裏書首書勸

物随思出。⁽¹⁰⁾

（内題）叙玉秘抄第二

（目録）叙外記史 叙氏々爵

奏院宮御申文 叙院宮御給

召一加階入内勘文 叙入内

（奥書）奥書本云、

治承二年十二月十四日、書終之、切継之、

在御判

拭眼精、加首書了、

判

（内題）叙玉秘抄第三

（目録）下給勘文 叙諸司勞

叙外衛勞 叙近衛

叙一加階 叙勘文者

着執筆門座

書年月日

奏叙位簿

調文書

授叙位於入眼上卿

(奥書)奥書云、

治承二年十二月廿日、切繼之、在御判

同四年正月廿八日、手自校合了、于時春風緩扇、晚雲高晴而已、

延文五年三月十七日、一見訖、

權大納言判

(内題)叙玉秘抄第四

(目錄)なし

(奥書) 治承二年十二月廿日、書写之、切繼之、本抄「雜乱多端、難備当

要、仍手自書之、繼之、」抛臘儲訖、

在御判

同四年二月二日、於紅爐下手自書写了、見賢思齊、不顧身疲、

不知手寒、自朝」及晚、書写校合了、不可謂教奇之、甚先」哲有

此思、王道猶遺也、

判

(朱書、同筆)(13)
「本裏括云、

治承四年五月三日、調卷々、

元為一卷抄、今加裏書等、為四卷、

右抄、以教業坊旧本、自去月」廿一日、每暇日連々染禿筆、今

日」終其功、本雖分四卷、合為一卷」者也、穴賢、不可他見

く、矣、

(朱書)
「翌日朱了」

延徳三年十一月十四日

權大納言正三位兼行侍從藤原朝臣(花押)

(三条西実隆)
都督卿來臨、

同十二月十四日、読合了也、

奥書等によれば、この写本は、正三位權大納言兼侍從であった三条西

実隆が、延徳三年十月二十一日から十一月十四日にかけて「教業坊旧

本」を書写したもので、写し終えた翌日、朱を加え、更に一カ月後の十

二月十四日、来訪した「都督卿」(大宰權帥正二位前權中納言町広光)

と読合せを行ったことが判る。また、「本雖分四卷、合為一卷」とある

ように、もとは四卷に分かれていたものを、実隆が書写して一卷とした

ものである。実隆の日記『実隆公記』延徳三年条によれば、

十月廿一日、甲午、天晴、(中略)真證院僧正送消息云、先度文書共

如目六槌給了、仍叙玉抄四卷、只今所送也、云々、為悦々々、則叙玉

秘抄第一立筆、(後略)

十一月四日、丁丑、晴、(中略)叙玉抄第二終書写功、(後略)

十三日、丙戌、天晴、(中略)叙玉抄第三終書写功、(後略)

十四日、丁亥、天晴、(中略)叙玉抄終書功、懸表禿了、(後略)

とあり、実隆の奥書の記載と一致する。十月二十一日条の「真證院僧正」

とは三条実尚の男で、公敦の弟の覚遍(仁和寺真乘院の宗一大僧正)である。

また、「教業坊」は平安京の左京三条の唐名であり、同様に平安京の一

条の唐名が「桃華坊」で、一条家所蔵の本を「桃花坊本」と呼んでいた

例もあり、⁽¹⁷⁾ 実隆の奥書に見える親本「教業坊旧本」とは、三条家所蔵の本で、実隆は三条家より覚遍を通して『叙玉秘抄』を借用したと思われる。

本奥書によると、治承二年十二月に「書写」・「切継」、同四年正月から二月にかけて「校合」・「書写」がなされ、本裏紙の銘によれば、治承四年五月三日に「調卷」し、「元為一卷抄」だったものを「加裏書等」で、「為四卷」たことが知られる。更に第三の奥書には延文五年（一三六〇）三月十七日に「一見訖、権大納言判」の識語が見られる。治承年間の書写については後で考察するが、延文五年三月に「一見」（これが書写か「一見」のみかは不明）した人物は、当時、権大納言は十人存在するものの、三条家所蔵の写本とすれば、三条公忠及び実継に限定される。⁽¹⁹⁾ 三条公忠はこの年の九月に内大臣に昇任するが、三月の時点では、三条家の筆頭の大納言であり、学識豊かで、所蔵していた儀式書・古記録が多かったことは、彼の日記『後愚昧記』の各所に見受けられる。一方、実継も権大納言ではあるが、内膳别当と按察使を兼ねており、権大納言は何人もいるので、識語を書く際にはそのことを考慮して記してもよさそうなものである。従って、充分な根拠には乏しいが、私はこの「権大納言」を三条公忠と考えておく。⁽²⁰⁾

奥書からは一卷「原装」↓四卷「治承二年・同四年」↓「一見」〔延文五年〕↓一卷「延徳三年」という書写の過程が指摘できよう。

なお、紙幅の都合で全文の紹介は別の機会に委ねるが、⁽²¹⁾ 論述の必要か

ら、他の写本と比較しやすい、第二の冒頭部分（第十三紙目から十五紙目四行まで、目録部分は除く）を示すと次のようである。⁽²²⁾

叙外記史
I・次取上在硯匣之外記史申文、以史置座前、取外記

申文、解短冊、入硯、^{舊下}叙之如先、

尻付云、・外記、読申了、勾申文、入二莒、次任史如先、

尻付云、・史、

外記史申文
以下給可
外記史在硯莒申文与下給申文同事者、以下給

叙事
可叙勾之、

①大治五年、外記不叙、件不叙申文不取出敷、

上官有上目②論時被問江云、有上日論之時、令頭藏人問之、外記者問外記、

事 史者問官、

叙氏爵
II・次取出在硯莒氏々申文、置座前、^{於源者直持之、土次第云、治}③

以不奏 等不入莒、不開封、可奏之、但左口伝、先解源氏封、取表帟、^{為善 以不奏為善、可尋之}

④大治六年、^{封帟上ニ書封字、外記又加短冊、仍取二緒、直入二莒、読申、叙}先叙 之如初、^{信俊不付短冊、解弃封、入之}源氏

源氏 尻付云、・其御後、

藤氏
III 次正笏、申関白云、藤氏ノ叙人ノ名如何、依命叙之、

藤氏近代不上申文 尻付云、・氏、^{近代、藤氏不上申文云々、或当}

下勘事 氏爵未給可 ⑤土天菟三年、大二条示云、未給ニハ尻付可注其年給

也、乍両注氏事、不可然、後日、或人云、書袖書、可下勘、

未給下勘時使事 但可申合関白、其使事可申合、

藤氏爵頭事
⑥院御書云、氏長者候座之時、或無名簿被奉、

関白不候之時、藤氏爵給人名以頭問之、寛徳元
年土記、如此、宇治仰云、藤氏爵無名簿也、

又有礼禊、開見時、下之入二莒、申文ニ無姓朝臣字、
裏書云、(23) 今私注此所、(補注2)

藤氏

正六位上季実

右当年爵所請、如件、

書垂也、

治暦二年正月五日

藤氏

正六位上某

右去保、安元年爵未叙、仍所請、如件、

保安三年正月五日

同上也、以師基抄出也、師行本

IV 次叙橋氏如先、橋氏不封、近代加封、
或云、封之、或記云、不可封、

尻付云、・氏、

以上、叙了読之、勾申文、進二莒、源氏申文者、弘仁、

源氏申文以(親朝) 巡幸之延茂、天曆此三代、成巡幸之、

⑨土記云、永承六年、天安御後、同五年、弘仁御後、同

長元九年、天厂々々、今年当弘仁御後、然而依

殿仰、拳定季、

召統帝後、奏式 氏爵名簿 ⑩土次第云、召統帝後、奏式民両。奏氏爵名簿

返給後、叙之、 等、返給叙之、云々、

氏爵名簿等

可奏事 ⑫治暦二年正月十六日、参宇治、次問申氏爵等名

不入莒

不閉封 簿奏否事、仰云、可奏也、不入莒、不閉封、

このように、儀式の内容をある程度記述したあと(この部分を説明上、主文と呼ぶ。各主文冒頭には内容を簡略に「一事」と示す首付あり)、それに関する勅物が一字下げで続くという構成になっている。三条西家本は、料紙に反故となった消息・和歌懐紙・文書を用いていることから、当然のことながら表に関係した裏書や首付以外の首書(頭書)はない。治承年間の本奥書に示されるように、勅物は元々裏書や首書(頭書)という形で存在していたものを整理したものと思われる。従って、その作業は実隆ではなく、本奥書に見える如く治承年間に行われたと考えられる。なお、引用された勅物等を史料名別・年紀順に示すと次のようである(史料名別のゴチックは「院御書」所引)。

〔藤原師輔〕九条年中行事・九条殿記・九条記・西宮記・西宮抄・小野右府執筆記・

〔藤原公任〕北山抄・四条抄・土記(土御門右府執筆記)・土記裏書・土次第(土御門源)

〔藤原通俊〕通俊記(通記)・江記・院御書・左

口伝・左説・故入道殿(納言云所引)・春除目抄・中宮大夫説・師安云

・予・納言云・或説・或次第・或記・或書・或人・或抄・今案

天慶年中・天暦元・応和・長徳之初・治安二年・長元三年・長元九年正

月・長元九年・長元十年・長久二年・長久四年・長久・寛徳元年・永承

三年正月・永承五年・永承六年・天喜二・天喜三年(二月十一日)・康

平四・治暦二年(正月)・治暦二年正月十六日・治暦三年・承保三年正

〔承乙〕月・永保三年・承保五年・承保・寛治三年（正月五日）・寛治四年・寛治五年・寛治・康和二・永久三年・保安五年・保安度・大治五年・大治六年・大治・保延三年（正月）・保延七年（正月六日）・保延七年二月十七日・保延・康治元年十一月十五日・康治元年十一月十六日夜

詳しい検討は後で行うが、勅物としては、「土記」（『土右記』・「土次第」・「院御書」・「左口伝」・「中宮大夫説」・「通俊記」（『通俊卿記』）等がよく引かれている。特に「土記」・「土次第」・「院御書」が多いことに気付く。勅物の年紀では、『九条年中行事』に引く天慶年中の記事が上限だが、十一世紀前半から十二世紀前半の記事が多く、下限は、康治元年〔一一四二〕十一月十六日夜である。また何らかの史料に引かれないで表れるものとしては大治年間（特に五年・六年）や保延年間の年紀が目立つ。

② 柳原家本『叙玉秘抄』

書陵部所蔵の柳原家旧蔵の写本（函号 柳一三七五）は、縦二七・一 cm、横一九・七 cm、紙数（墨付）三十七丁の冊子本（一冊）で、外題は「極秘 除玉秘抄 公教公抄 四巻也⁽²⁵⁾ 完」

とあるが、内題は「叙玉秘抄」とあり、内容は勿論奥書も殆ど三条西家本と一致する。一丁表の内題の上に「日野柳原／秘府図書」の、下方に「日野柳原秘府／得朋記之印」の朱印が各一顆ある。一冊本ではあるが、内容は四つに分かれ、第一は一丁表～十三丁裏、第二は十三丁裏～二十丁裏、第三は二十丁裏～二十九丁表、第四は二十九丁表～三十七丁裏ま

である。この写本は他の柳原家旧蔵本と比較すると、柳原紀光の筆ではないが、紀光の頃に書写されたものと考えてよいと思われる⁽²⁶⁾。

ところで、この写本の特徴は、①内容的には第一から第四に分かれているが、四分冊せず一冊本であること、②各内容の冒頭部分に二段組みの目録部分があること、③三条西家本で欠けている部分（第十一紙目）が「有此間脱丁」と注記され、同様に存在しないこと、④治承年間の本奥書・本裏紙銘の他、延文五年の「一見」の識語や三条西実隆の奥書も見えること、等が指摘できる。従って、柳原家本は三条西家本を書写したものであると思われる⁽²⁸⁾。なお、表紙に「公教公抄」即ち三条公教の「抄」であると付記されているのは、他の写本には見えない記載で、『叙玉秘抄』の編者名を具体的に伝える唯一の史料である。

③ 広橋家本『叙玉秘抄』

もと東洋文庫の所蔵⁽²⁹⁾で、現在は国立歴史民俗博物館に所蔵されている「広橋家旧蔵記録文書典籍類」に含まれる『叙玉秘抄』は四冊の冊子本で（資料番号 H—一〇八三）、各内容ごとに一冊づつに分かれている。紙数（墨付）は第一冊は十六丁、第二冊は八丁、第三冊は十丁、第四冊は十丁であり、一丁十行である。また、法量はそれぞれ縦二七・八 cm、横二二・四 cm である。

第一冊に付く後補表紙の外題によれば、「叙玉秘抄 完 四冊」とあり、各冊の外題はそれぞれ「叙玉秘抄 第一」、「叙玉秘抄 第二」、「叙玉秘抄 第三」、「叙玉秘抄 第四」となっている。第一・第二冊は外題

と内題とが一致するが、第三冊は内題が「叙玉秘抄 第四」、第四冊は内題が「叙玉秘抄 第三」と入れ替わっており、内容からみても内題の方が正しく、外題に「第四」とあるものが第三冊で、「第三」とあるものが第四冊である。外題を付けた際の単純な誤りであろう。

この写本は料紙・装幀・書風等からすると、十六世紀後半から十七世紀前半にかけて書写された可能性が高く（特に十七世紀初頭の可能性が高い）、⁽³⁰⁾ 次のような特徴がある。

まず、①各写本の冒頭部分には三条西家本に見えるような目録部分が存在するが、二段組みでなく一段組みであること、②治承年間の奥書は殆ど同じではあるが、⁽³¹⁾ 本裏紙の治承四年五月の「調卷々」の記載や延文五年の権大納言による「一見」の記載もなく、また延徳三年の三条西実隆書写の奥書もないこと、③三条西家本では欠けていた十一紙目に相当する部分の記載が存在するが、⁽³²⁾ 三条西家本・柳原家本にある「師行本」から抄出した「裏書云」がないこと、⁽³³⁾ 等の点が指摘できる。従って、広橋家本は三条西家本とは異なる系統の写本であることが知られる。なお広橋家本にも朱点及び朱（一部墨）の合点やその正文の内容を略述した首付も有るが、朱の付け方は三条西家本に似ている。

④東山御文庫本『叙玉秘抄』

東山御文庫本にも『叙玉秘抄』が一冊所蔵されている。⁽³⁴⁾ 美濃版・袋綴の冊子本で、マイクロ・フィルムによれば、紙数（墨付）二十四丁、一丁十行である。法量は縦二九・七cm、横二〇・八cmである。外題は後西

天皇の筆により「叙玉秘抄第一」とあり、内題も同じで、奥書には、

奥書云、

治承二年十二月三日、切統之、本書者

一丙之書也、裏書首書勅物随思出、^(補注3)
（書カ）

とある。この写本の記載内容は他の写本の第一に相当する部分で、もとは四冊本であったと思われるが、第二以下の三冊は存在しない。

この写本の特徴は、①冒頭に目録に相当する部分が存在し、それが広橋家本と同じく一段組みであること、②朱点・朱の合点がないこと、③治承年間の本奥書があること、④本奥書にも見られるように異本表記があり、例外も有るものの、本文は広橋家本と似ており、異本表記部分は三条西家本に似ていること、⑤三条西家本・柳原家本では欠けている部分が広橋家本同様存在すること、⁽³⁵⁾ 等である。

従って、これらの特徴から考えると、東山御文庫本は、第一の部分しか存在しないため、不明な部分もあり、直接、広橋家本を書写したか否かは断定できないが、四冊本系の広橋家本またはその祖本を書写し、三条西家本系の写本で校合した写本と思われる。

第二節 諸写本の系統

管見で知り得た四部の『叙玉秘抄』の写本は、①治承年間の本奥書をもつこと、②現在、一卷（一冊）のものと同四冊のものがあるが、各冊（巻）の冒頭に目録部分が存在し、内容は四つに分かれ、もとは共に四巻のものを書写していること、③儀式の次第を説明する正文に引き続き、一字下げで勅物が纏めて示される、という共通点がある。しかし既

に少し述べたように、この四部の写本は大きく二系統に分かれる。

即ち、①第三の終わりに延文五年の「権大納言」(三条公忠カ)による「一見」の識語、第四の終わりに治承四年五月の「調卷々」の本裏紙の識語と延徳三年の三条西実隆による書写の奥書がそれぞれあること、②第一の部分に一紙分の欠落があること、③「裏書云」として、第二の部分の冒頭近くに「師行本」より「師基」なる人物に「抄出」させた治暦二年〔一〇六六〕と保安三年〔一一二二〕の「藤氏」の「年爵申文」の内容が記載されること、④目録部分が二段組みであること、等から、最終的には一巻に纏められた三条西家本とそれを書写した柳原家本が一系統に纏められる(一巻本系、三条西家本系)。

一方、広橋家本と東山御文庫本は、東山御文庫本が第一冊目の部分しかないこともあり、十分判らない点もあるが、①各冊冒頭の目録部分が一段組みであること、②一巻(冊)本でなく、四巻(冊)本であるらしいこと、③一丁(片面)がともに十行であること、④三条西家本系では欠落している部分が存在していること、⑤治承四年の本裏紙の銘や延文五年の権大納言による「一見」の識語及び三条西実隆書写の奥書がないこと、等から、広橋家本・東山御文庫本は親子関係に近い同一系統の写本であると推定される(四冊本系、広橋家本系)。

ところで、ともに治承年間の本奥書を持ちながら系統を異にしたのは、三条西家本・広橋家本が直接書写した写本が異なっていたことが当然想定されるが、これについてはやや問題となる史料がある。

まず、三条西実隆が書写した本は、三条家に伝来し、少なくとも延文五年に三条家の「権大納言」(公忠カ)が「一見」し(この時、新たに書写したのか、「一見」のみだったのかは不明)、延徳三年に実隆が三家から「真證院僧正」(覚遍)を通して借用した本であることは先に指摘したが、広橋家本については、広橋兼頭の日記『兼頭卿記(曆記)』文明九年〔一四七七〕十月の次の記事が注目される。⁽³⁸⁾

廿日、甲寅、晴、(中原(押小路)師富朝臣)入来、終日雑談、勸夕飯、入夜帰、叙玉秘抄外題所望之由、(三条公教)内相府ニ可伝達由、仰舍者也、則彼抄令隨身帰者也、(小)将亦、後押少路内府、(三条)公忠公、筆跡詩歌一卷奥書之事所望同遣之、

この日、広橋兼頭は内大臣三条公教に『叙玉秘抄』の外題を書いてもらおうと思ひ、中原(押小路)師富に『叙玉秘抄』を持たせていることが知られる。広橋兼頭が外題を所望した『叙玉秘抄』については、この他には関連する記事がなく、この記事からは様々に考えられる。例えば、①広橋家伝来の『叙玉秘抄』に、外題を三条公教に頼んで書いてもらった、②三条家から借りて書写した『叙玉秘抄』なので、書写が終わる三条公教に外題を書いてもらった、の二案が考えられよう。

管見では、これより以前、広橋家に『叙玉秘抄』が伝来していた記録は見えず、自家伝来の写本に、他家の人に外題を書いてもらう積極的な理由は見出しにくい。一方、②のような可能性はその写本を由緒のあるものとする意味で十分考えられる。⁽³⁹⁾従って、文明九年十月頃、広橋兼頭は三条公教から『叙玉秘抄』を借りて書写したものと考えたい。そうす

ると、この時に書写された写本と現在の広橋家本（十六世紀後半から十七世紀前半書写）との関係が問題となってくる。⁽⁴⁰⁾単純に考えれば、広橋家本は兼頭書写本とは親子の関係が想定され、約十四年後に同じ三条家本を書写した三条西家本と兼頭書写本とは兄弟関係であると指摘でき、三条西家本と広橋家本にさほど大きな違いがあつてはならない。しかし、実際、広橋家本と三条西家本とは共に治承年間の奥書を有しながら、先に述べたような相違がある。従つて、現在の広橋家本は兼頭書写本がなくなつてしまつたため、新たに三条家（及び三条西家）以外に伝来していた『叙玉秘抄』を書写した等の可能性が想定されよう。⁽⁴¹⁾

以上のように、現存の『叙玉秘抄』の写本の系統はかなり解明されたが、編者に関しては次のような疑問が残る。すなわち、『叙玉秘抄』は三条公教（康和五年〔一一〇三〕〜永暦元年〔一一六〇〕七月九日薨去、享年五十八歳）の編著と伝えられながら、その写本の本奥書が諸本とも治承年間で、公教の没後、約二十年間も経っていること、また、現存の『叙玉秘抄』の本文・勅物に引かれる年紀の判明する下限史料は康治元年〔一一四二〕十一月十六日であり、大治年間や保延年間の例がよく引かれるが、公教が執筆を行うなど、叙位儀で重要な役割を果たすのは平治元年〔一一五九〕であること等、公教が『叙玉秘抄』の編者であるという点に不審な点が多い。更に決定的なのは、他の史料に引用された部分ではない箇所に「予」なる人物が見えるが、それが公教ではないと言ふことである。しかし、私は、こうした疑問に答えてくれ

る史料が東山御文庫に所蔵されていることに気付いたので、章を改めて紹介してから、再びこの問題に答えてみようと思う。

第二章 東山御文庫所蔵『中外記』について

第一節 東山御文庫所蔵『中外記』と『叙玉秘抄』

東山御文庫には渋引表紙に後西天皇の筆で、外題が「叙位記 中外記」と書かれた江戸時代の写本が所蔵されている^(補注)（函号 四四―三七）。この写本は美濃判・袋綴の一冊本で、書陵部所蔵のマイクロ・フィルムによれば、⁽⁴³⁾紙数（墨付）六十五丁、一丁九行で、法量は、縦二七・七cm、横二一・六cmである。行間には傍書（傍注）が、欄外（天）には首書（頭書）が、所狭しと書き込まれている（但し、脚書はない）。なお、外題は大きく「叙位記」とあり、傍書風に「中外記」とあるが、『叙位記』⁽⁴⁴⁾と言ふ名称は多いので、ここでは『中外記』を用いる。

奥書にあたる部分は『中外記』の三十一丁表に女叙位の記述に続き、
貞和四年九月十一日夜亥刻、於燈下加一見了、

権大納言公忠^(三)

とあり、三十一丁裏は空白で、三十二丁表の冒頭には、

康治元年大嘗会女叙位聞書也、
是ヨリシラフソノ写為比校書留之、

正四位上

壬生親子 采女

(後略)

と、「康治元年大嘗会女叙位聞書」⁽⁴⁵⁾が続き、更にその後、最後の六十五丁裏まで、様々な勅物が記載されている。

このことから知られるように、この写本は、三十一丁と三十二丁を境に表の本文とそれに対応した裏書の部分に分かれることが知られる。つまり、恐らくは裏書のある卷子本を、表の部分を三十一丁表まで写し、貞和四年「一三四八」の「一見」の識語も写し終え、そのまま卷子本を裏にして、三十二丁表からは「是ヨリウラノフソノ写」とあるように、裏書の部分を何の考慮もせず（裏書が表のどの部分に対応するのかなど、元の位置との関係を全く考えずに）、書写して冊子本にしたものであることが判る。⁽⁴⁶⁾また、識語によれば、三条公忠が貞和四年に「一見」していることから、三条家に伝来していた可能性の高いものであることが知られる（この「一見」が単なる一見か書写かは不明）。

そして、具体的にその内容をみると、冒頭から三丁裏にかけて錯簡があるもの、⁽⁴⁷⁾三十二丁以下の後半部分（つまり裏書相当の部分）も含めると、表に相当する部分の二十三丁裏六行までの記載（男叙位）は、殆ど『叙玉秘抄』と同じ内容であることが知られる。⁽⁴⁸⁾

また、この写本には『叙玉秘抄』のような治承年間の本奥書は全く見えず、内容が四巻に分かれることもない。従って、当然、各巻の冒頭にあった目録部分に相当する記載も存在せず、連々と書き連ねられている。更に、記載内容が同じ部分（男叙位）でも、先に述べたように裏書

部分が別に存在したり、儀式内容を説明する本文の近くに関連する首書（頭書）・傍書（傍注）が所狭しと多数存在するなど、記載形式は『叙玉秘抄』とは大分異なっている。比較のため三条西家本『叙玉秘抄』で引用した同じ箇所を示すと、以下のようになる（裏書の位置は推定）。

(八丁表)

外記史

在硯書申文与下給申文同事者、以下給可叙勾之、

I 次取上在硯匣之外記史申文、以史置座前、取

① 大治五年、

外記不叙、

件不叙申

文不取出

歟、又

付云、外記、読申了、勾申文、入二莒、次任史如

先、尻付云、史、

(裏書1)

③ 土次第云、治曆二上字治仰云、氏爵名簿等不入莒、不開封可奏之、但左口伝以不奏為善、可尋、

II 次取出在硯莒氏々申文、置座前、持之、先解

封紙上ニ書封字、

外記又加短冊也、

仍取二緒、

④ 大治六年、信

俊不付短冊、

解并封入之、

⑥ 院御書云、

氏長者候座之

時、或無名簿、

被奉、

叙之、尻付云、氏、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

(八丁裏)

⑦ 関白不候之時、

藤氏爵給人名

以頭問之、寛徳

元年土記、如此、字

治仰云、藤氏爵

無名簿也、

兩注氏事、不可然、後日、或人云、書袖書、可下勤、但可申人名関白、其使事同可申合、

次叙橘氏如先、

尻付云、

氏、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

叙之、

橘氏不封、近代加封、或云、封之、

有礼紙、開見時、取之入二莒、申文ニ無姓朝臣字、

叙了読之、勾申文、進二莒、

以上、叙了読之、勾申文、進二莒、

(裏書2)

(裏書1)

(五十六丁表六行)

②江云、有上日論之時、令頭藏人間之、外記、問外記、史、問官、

(裏書2)

(五十六丁表一行から三行)

⑧源氏申文者、弘仁、延七、天曆、此三代巡幸之、

⑨土記云、永承六年、天安御後、同五年、弘仁御後、

⑩同長元九年、天曆、今年当弘仁御後、然而依殿仰、拳定季、

(五十七丁裏六行から八行)

⑪同云、或人云、召統紙後、奏式民両省奏氏爵名簿等、返給叙之云々、

⑫治曆二年正月十六日、参宇治、次問申氏爵等名簿奏否事、仰云、

奏也、不入莒、不開封、

更に『中外記』では二十三丁裏七行目から三十一丁表六行まで、現存の『叙玉秘抄』には全く存在しない女叙位の儀の儀式次第・作法が詳述されており、それに対応する裏書部分も三十二丁表から四十丁表まで存在する。女叙位については『江家次第』にも説明は簡略で、従来詳しく知り得る史料は少なく、その意味でもこの史料は貴重である。⁵⁰⁾

これら両者を比較すると判るように、元々の『叙玉秘抄』は、東山御文庫所蔵の『中外記』が示すごとく主文の近くに首書(頭書)・傍書(傍注)があり、実際に紙背に書く裏書という形で勅物が存在し、更に男叙位のみならず、女叙位の部分も存在していたことが想定される。言い替

えれば、『中外記』は元来、男叙位・女叙位を合わせた儀式書で、現存する『叙玉秘抄』の原本であると考えられ(以下、原本『叙玉秘抄』と称する)、現存する『叙玉秘抄』は男叙位の部分のみを、裏書・首書(頭書)・傍書(傍注)を整理して、書写し直したものであることが判る。

そこで思い起されるのが、先述の『叙玉秘抄』の本奥書である。それらには、「切統之、(中略)裏書首書勅物、随思出」(第一)、「書終之、切継之」(第二)、「切継之」(第三)、「書写之、切継之」(第四)、とあり、治承二年十二月の奥書には書写しそれを切り継いだ旨が記されており、裏書・首書として示される勅物を整理して書写しただけが述べられている。これらのことを総合すると、恐らくは、卷子本の表裏を一旦それぞれ別紙に書写し、それらを儀式内容で、ある纏まり毎に、表の主文とも言うべき部分・裏の勅物の部分の順に、交互に切貼りしていったものではないかと想定される。

『中外記』は、表の首書や傍書は原位置を保っていることが多く、三十二丁を境に表と裏とが明確に区別されているので、どれが裏書であるかははっきり判る。しかし、江戸時代の写本であることに加え、書写の際、卷子本を冊子本にしたために生じた誤りもまま存在し、表の内容(主文)のどこに対応する裏書(勅物)なのかは内容を検討しないと非常に判りにくい。一方、三条西家本『叙玉秘抄』は書写の誤りは比較的少なく、勅物の大体の位置はどこか、どの内容に係る勅物なのかは判り易いが、裏書・首書・傍書の判別は不可能である。従って、両者を対校

させることにより、原本『叙玉秘抄』の復原が可能となってくる。⁽⁵³⁾

第二節 原本『叙玉秘抄』の著者について

これまでの検討により、三条公教の編著といわれ、治承年間の本奥書を持った『叙玉秘抄』は、実は『中外記』と題する書物の男叙位の部分を整理しながら書写したものであることが判明したことから、以下、通説に捉われず、『中外記』(原本『叙玉秘抄』)は一体誰の編著なのか、果たして三条公教の編著でよいのか、また、治承年間の本奥書は一体誰が書いたのか、を考察することにする。⁽⁵⁴⁾

『中外記』の女叙位部分(裏書部分も含む)の勅物の最下限史料は康治二年(正月六日)であり、男叙位の部分とほぼ同じである。また、全く先入観なしに『中外記』の編者は誰かと考えると、本文中(地の文)に見える「予」なる人物の比定が問題となってくる。今、他の史料に引用される形でなく現われる、年紀が明確な「予」を含む例を『中外記』の中から調べると、十四例みえる。紙幅の都合で十四例全例の提示は省略するが、「予」を含む年紀の判る例では、「大治五年〔一一三〇〕」・「大治六年〔天承元年〕」・「保延七年〔永治元年、一一四二〕(正月六日)・(二月十七日)」に限定され、「予」なる人物は、叙位儀の進行に関わっており、藏人より地位が上で、関白及び内大臣に近い官職に就いている人物かと想定される。更に、次に引用する例から、「予」はこの時、叙位儀の執筆であったことが知られる(異本表記は『叙玉秘抄』)。

〔『中外記』五十五丁裏四行(九行)〕

(正月六日)非常儀可下勅乎、
大治五年、予為執筆、叙加階者之間、給一品禮子内親王、保安五年
未給申文也、予申云、可下勸敷、被答云、可然敷、叙位時、有未給
見(日) (関白藤原忠通)

事、非常儀、予又申云、袖書可候敷、其使参議并并此間如何、先例

用兩人、仍申此由、関白猶予被答云、可用参議敷、云々、(後略)

〔『中外記』十二丁裏八行傍注・首書〕

大治六年、予此定奉仕風来時、有用意、

『叙位除目執筆抄』によれば、大治五年・同六年に叙位儀の執筆を勤めたのは、ともに内大臣源有仁であることが知られる。紙幅の都合で省略した他の「予」を含む例を見ても、「予」が(叙位儀の執筆)源有仁

であるとして問題はない。また、逆に、有仁が叙位儀の執筆を勤めたの

は大治五年・六年の正月に限定されるので、この時の例が多く引かれる

ことも矛盾なく理解できる。一方、記録類によれば、例えば、藤原宗忠

の日記『中右記』大治五年正月六日条には、

六日、己酉、天晴、今日叙位儀初、於御前被行也、可早参由有其催、

未時、相具左宰相中将参内、^(藤原宗隆) 三条京、^(源有七) 則内大臣以下人々参入、及申刻、

頭中将宗宗来召仰、^(藤原) 依初度、藏人頭仰也、^(藤原) 内大臣移着端座、(中略) 後内大臣取叙位

之後、取副笏、書殿上給、入眼上卿左兵衛督実能、於殿上披見之处、

誠神妙以被書也、(中略) 内府作法、^(源有七) 無指失礼敷、初度古賢猶有失礼、

内府無指相違事、尤所感見也、是故入道太政大臣被伝授也、家之余

慶、尤欣感耳也、情思、^(源雅実) 内相府、^(後三条天皇) 明主之後胤、朝家之重臣也、年初廿

八、奉仕執筆、誠是珍事也、(後略)

とあり、宗忠は、叙位儀の執筆をした「内府」(源有仁)の作法にさしたる「失礼」・「相違」がなかったと感心し、その作法は「故入道太政大臣」(源雅実)より「伝授」されたと書いている。また、源師時の日記『長秋記』大治五年正月九日条には、

九日、晴、(中略) (源雅実) 権中納言送書、(源有仁) 内大臣叙位作法、万人感由告送、云々、其書奉内府、

とあり、源有仁の作法が諸人に感銘を与えたことを伝えている。

以上から、大治五年正月の叙位で、有仁は初めての執筆ながら、見事に大役を果たし、その作法を公卿から称賛されていることが知られる。

『中外記』・『叙玉秘抄』に「大治五年」・「大治六年」の例が多く引かれることは、源有仁が叙位儀の執筆を勤めたのが大治五年・天承元年〔大治六年改元〕に限定されることも整合的で、『中外記』・『叙玉秘抄』の勘物の下限史料が康治二年であることも、公教よりも有仁が原本『叙玉秘抄』の編者と考えるには、都合の良い史料である。尤も『叙玉秘抄』の編者が三条公教だとするのは、先述の如く江戸時代の写本である柳原家本『叙玉秘抄』の外題に「公教公抄」とあるにすぎず、その内容から言って、編者が公教だと裏付ける確かな史料はないのである。

なお、『叙玉秘抄』第四には本文中に「花園殿 大治五六年」という注記がある。後述するように源有仁は「花園左大臣」・「花園左府」と呼ばれた。⁽⁵⁹⁾ もし有仁編の書ならば自分のことを「花園殿」と書くことは絶対になく、この注記は原本『叙玉秘抄』(『中外記』)の編者源有仁説

には不都合な史料だが、『中外記』にはそのような記載はなく、⁽⁶⁰⁾ 『叙玉秘抄』のこの注記は追記と考えられるので、問題はない。

この他、一般に儀式書・日記等の名称(異名)は編・記者の氏名・別名及び官職(極官)・住まい等と関係が深いので、⁽⁶¹⁾ 『中外記』と言う名称と源有仁(「花園左大臣」・「花園左府」)との関係が問題となってくる。

『中外記』は江戸時代書写の写本の表紙に傍書風に記載された名称で、冒頭部分に錯簡があることと合わせて、その表記が何時まで遡るのかという問題がある。この点、これ以上の詳しい検討は現時点ではとどめるが、『中外記』と言うと直ぐ連想されるのは『中外抄』である。『中外抄』は大外記。原師元(一一〇九〜一一七五)が知足院殿(藤原忠実)の談話を筆記したものである。⁽⁶²⁾ 師元は有仁とはほぼ同時代の人物で、儀式書『師元年中行事』の編者でもある。⁽⁶³⁾ 『中外記』・『叙玉秘抄』には師元の父師安の説が「師安云」として引用されており、次章で紹介する同じ有仁編の除目の儀式書『春玉秘抄』には「師元云」として師元の説が引用されている、全く無関係というわけではない。あるいは、その後、師元の手元に原本『叙玉秘抄』(の写本)が渡ったため、その後の伝来の過程で『中外記』と言う名称が付けられたのかも知れないが、それは全く憶測の域を出ない。

さて、この章では、『叙玉秘抄』と同じ内容を含む東山御文庫所蔵の『中外記』を紹介し、それが源有仁の編著で、原本『叙玉秘抄』とも言うべき存在である可能性が高いことを指摘したが、他の源有仁編の儀式

書を検討してゆくと、その可能性をより一層深める史料が見えるので、
章を改めこれらをもとに、更に『中外記』（原本『叙玉秘抄』）及び現存
『叙玉秘抄』の成立と書写・伝来について考えてみることにする。

第三章 源有仁と儀式書の編纂

第一節 源有仁の略伝

『中外記』・原本『叙玉秘抄』の編者と思われる源有仁について、先
ず、先学の研究により、その略伝を示す。⁽⁶⁵⁾

『公卿補任』鳥羽天皇元永二年条の散位の項には、

（非参議）従三位 源有仁⁽⁶⁶⁾ 八月十四日叙、

後三条院皇孫、第三親王輔仁皇子、御母前大納言正二

位行中宮大夫源師忠卿女、

^{永三年於院元服}八月十四日、賜姓源氏列人臣、同日、従三位、任右・中將、十月廿一

日、被申慶賀、次被仰下昇殿、十一月廿七日、任權中納言、兼右大將、

とあり、また、『台記』久安三年二月条には、

三日、丁酉、人伝、朝、左大臣源公出家入道、^(有七)年四十五、^{疾不急}（中略）

左大臣源有仁公者、^(後三考)延久聖主之孫、輔仁親王之子、中宮大夫師忠卿之

外孫、^(白河)白川法皇迎以為子、今法皇未有継嗣、有意于欲立以為嗣、然間、

今法皇生上皇、^(鳥羽)（崇徳）後賜姓源、即日、叙従三位、任右近衛權中將、

諸臣不叙四位五位、直叙三位之例、未嘗有者也、（中略）大臣為人、

容貌壯麗、而進退有度、長絲竹之道、^{琵琶}及筆、^習入木之様、亦巧于和歌、
詳習我朝礼儀、少失礼、訪之上古之大臣、何恥之有矣、当世之臣、共
比肩者纔、并二四不同人、唯怨少文而已、十年以来、患疾、不能夙夜
事君、識者以為、大臣之疾、朝廷之所可患、今遂捨身、朝廷既如無
人、官家之失良臣、豈不悲乎、（中略）嗚呼哀哉、

十三日、丁未、（中略）今日、入道左大臣薨、年四十五、（後略）

とあること等から知られるように、康和五年（一一〇三）、輔仁親王と源
師忠の女との間に生まれ（没年からの逆算）、永久三年（一一一五）十
月二十八日に十三歳で白河院の御所で元服し、⁽⁶⁷⁾白河上皇の猶子となり、
皇嗣に擬らえられこともあったが、崇徳天皇の誕生により、その可能性
は消え、元永二年（一一一九）八月十四日、一挙に従三位に叙され、源
氏の姓を賜り、⁽⁶⁸⁾同十一月二十七日、權中納言に任ぜられている。この
間、『中右記』同年十月十七日条及び『今鏡』に見えるように、藤原公
実の女（待賢門院「璋子」の姉）と結婚している。⁽⁶⁹⁾そして、保安元年
（一一二〇）十二月十四日には權大納言に、同三年十二月十七日には内
大臣に昇進し、天治元年（一一二四）十一月十五日に、保安二年二月の堀
川左大臣源俊房の出家以来、三年間不在だった橘氏は定に就いている。⁽⁷⁰⁾
更に、天承元年（一一三一）十二月二十二日に右大臣に進み、保延二年
（一一三六）十二月九日に左大臣に転じているが、その後、病を患い、
久安三年（一一四七）正月三十日に左大臣を辞し、二月二日に出家し、
十三日に薨去している。享年四十五歳、法名は成覚である。

『今鏡』みこたち第八「花のあるじ」の段には、有仁に関する様々なエピソードが詳しいが、その中に「光源氏などもかかる人をこそ申さまほしくおぼえ給ひしか」とあり、有仁が一時皇嗣に擬らえられた後、臣籍降下したこともあり、『今鏡』の作者はその人となりや光源氏に喩えようとしている。⁽⁷²⁾ 有仁の広く豊かな才能について具体的には、幼少のころから「御能も御みめもしかるべき事と見えて、人にもすぐれ給ひて、常に弾き物・吹き物などせさせ給ふ。又詩作り、歌など詠ませ給ひけるに」とあり、別の箇所には「管絃はいづれもし給ひけるに、御琵琶・笙・笛ぞ御遊びにはきこえ給ひし。すぐれておはしけるなるべし。御手もよく書き給ひて、色紙形・寺の額など書き給ひき」と記し、彼が漢詩・和歌・管絃・書道に優れていたことを伝えている。⁽⁷³⁾ 更に、「強装束」と呼ばれる新しい装束を考案した人物とも称されている。⁽⁷⁴⁾ 一方、有仁は、晩年、父輔仁親王が住んだ仁和寺の近く花園に居を構えたため「花園左大臣」・「花園左府」と呼ばれるが、それ以前は、冷泉北・東洞院東に住んでおり、⁽⁷⁶⁾ 『今鏡』によれば有仁の北方（藤原公実の女）の兄弟や若い殿上人たちが集い、詩歌管絃などの文化的なサロンとなっていた。⁽⁷⁷⁾

このように有仁は光源氏に喩えられ、国文学や有職故実などでは有名であるが、先述の『台記』にあるように「我朝礼儀」を詳しく習い、儀式において「失礼」の少ない人物と評されている。⁽⁷⁸⁾ そのようなことは当時の公卿の間でも評判で、第二章で引用した初めて執筆の役を勤めた大治五年正月の叙位儀の模様で明らかであるが、同年の正月の除目儀でも

執筆を勤めており、『長秋記』大治五年正月二十九日条に

廿九日、雨風晴、早朝、内府給大間成文、依不審申請開見処、無指失

籍、⁽⁷⁹⁾（中略）除目叙給事、大略謝瓶、上下感言、漏来満耳、此事為悦

申也、⁽⁸⁰⁾（中略）後聞、⁽⁸¹⁾ 関白参院、内府作法神妙也、是案外也、⁽⁸²⁾ 故入道

并太政大臣等教此事由雖承、其上委教之人、⁽⁸³⁾ 争此定、為奉仕哉、⁽⁸⁴⁾ 先物

事、有練習氣、雖先達、最前失錯、又未練者也、⁽⁸⁵⁾ 院仰云、⁽⁸⁶⁾ 師時之所教

歟、彼委習所聞食也、⁽⁸⁷⁾（後略）

とあることから、更に裏付けられよう。

また、源有仁が公事関係で著わしたものとしては、日記『花園左府記』⁽⁸⁸⁾

の他、次のようなものが挙げられる。『長秋記』大治四年正月一日条に

よれば、⁽⁸⁹⁾ 主上の元服の次第について、「其儀如新式」という記載の割注

に「件式、⁽⁹⁰⁾ 内大臣依院宣所造進也」と見えたり、『同』天承元年正月別

記（十九日条、⁽⁹¹⁾ 関白朱器大饗）に「凡今日儀、治暦二年度、以故土御

門殿例、⁽⁹²⁾ 為内府作法也」とある。そして『玉葉』承安五年正月二日条に

は、吉書奏に關して「花園左府」が「白川院御前」で「所被造之次第」

及びその「裏書」が見え、その書が「規模」であると左大臣藤原経宗が

言っていることが知られ、⁽⁹³⁾ 『同』治承二年十一月二十日条には中宮（皇

后）御養産の儀の「打攤」の典に關して「花苑左大臣次第」の記載が見

える。『後愚昧記』⁽⁹⁴⁾ 応安元年（一三三八）正月十六日条・同所収応安元

年節会文書に「花園左府自筆次第（踏歌節会次第）」のことが見え、『実

隆公記』延徳元年（一四八九）十月晦日条に「花園左府白馬節会次第写

之^(補注5)とある。以上から有仁が多く、儀式次第・作法の作成に関与していたことが窺えよう。⁽⁸⁵⁾ また、現存する有仁編の儀式書としては『春玉秘抄』・『秋玉秘抄』がある。前者は春の皇召の除目、後者は秋の京官の除目の儀式次第や作法について記したものであるが、共に完存せず、二・三巻また逸文の形で部分的にしか遺っていない。除目の儀は叙位の儀と関連が深く、『叙玉秘抄』の成立・伝来を考える上でも参考となると思われるので、以下、この二つの儀式書について検討するが、まず、『統群書類従』にも収載されていて翻刻が早くからあり、書陵部に古写本が存在する『秋玉秘抄』から検討を加える。

第二節 『秋玉秘抄』について

『秋玉秘抄』は『統群書類従』巻第二六四(第十輯下)に収載されている。『国書総目録』等によれば、『秋玉秘抄』の写本は統群書類従本その他、内閣文庫本〔二冊〕・書陵部本〔二巻〕・京都大学附属図書館本〔二冊〕の三部が知られており、内容は殆ど同じである。⁽⁸⁶⁾ 内閣文庫・京都大学所蔵のものは江戸時代の写本であるが、書陵部所蔵の伏見宮家旧蔵本(函号 伏一六四六)は鎌倉中期の書写といわれ、京官除目の第一日の儀を説明した初夜上と、第二日の仗儀の次第について詳述した次夜上の二巻のみ伝わっている。⁽⁸⁸⁾ 『秋玉秘抄』については、岩橋小弥太氏が『群書解題』で説明を加えられているが、この古写本は十分紹介されたことがないので、以下、簡単に検討を加える。⁽⁸⁹⁾

初夜上〔一巻〕は十四紙、次夜上〔一巻〕は二十四紙で、料紙は一紙

それぞれ約縦二八・八cm、横五一・八cmのものを利用し、界線が天に三本、地に一本ある。また、初夜上の第一・二紙の継ぎ目には花押があり、第二・三紙の継目裏には「権中納言(花押)」とある。⁽⁹⁰⁾ 外題・内題・奥書などは以下の通り(目録は統群書類従本に同じなので省略する)。

(外題)除日記 初夜上

(内題)初夜上

(奥書)秋玉秘抄第一初夜上

(朱書)「四年三月、粗加首書了、」

治承元年九月上旬、書之、

同二年八月、加覆勘了、

在御判

同四年二月四日、於燈下、手自校合了、」斯書者、花園左大臣所被抄出也、而「□(後欠)⁽⁹¹⁾

(外題)なし

(内題)秋玉秘抄第三

次夜上

(奥書)秋玉秘抄第三次夜上

治承元年十年中旬、切繼了、

同二年十月、重加覆勘了、

同四年二□四日、手自校合了、于時居小隣」文□、春風習

々而已、

治承年間の識語は本奥書で、書風等から鎌倉中期の写本と思われるが、継目裏の花押からは書写した人物を特定できず、伝来は不明である。⁽⁹³⁾なお内閣文庫本・続群書類従本では、この後、次のような識語が続く。

右秋玉秘抄者、除目記、而花園左大臣有仁公之御抄也、此記今世絶無、尤可秘藏者也、而予今所得者、僅第一第三二卷而已、惜哉、本朝書目云、春玉秘抄八卷、花園左府抄、有奥書、云々、而号秋玉之書不載之、予私案、於春秋之除目、異其名乎、所尋先覚也、

右京権大夫賀茂原主清茂⁽⁹⁴⁾

この識語を書いた「右京権大夫賀茂原主清茂」は江戸時代中期の賀茂社の社官で、『清茂原主日記』（現存、宝永七年〜正徳元年）などを遺していることから、江戸時代中期以降の写本ということが判る。⁽⁹⁵⁾

その内容を見るに、内題に続き、目録部分があり、具体的な儀式の次第・作法が記され、一字下げて、その補足説明とも言える内容や勅物が見える。また、勅物は首書（頭書）の形で記される。引用される勅物を史料名別・年紀別の順に示すと以下のようである。

土記〔土右記〕・土次第・土後門殿・小野尻付・寛弘二年秋（尻付）・寛徳二年秋〔尻付〕・院御書・寛治五年匡房右衛門府志尻付・江云・左府命〔源俊房〕
左府説・入道左府・堀川〔源俊房〕左府・大殿説〔中宮大夫書所引〕・中宮大夫書・師頼卿云・綿文・師時卿云・師安云・師抄・予〔源有仁〕〔源師忠〕
元年秋・任官抄・大外記信俊説・本書・春次第・或（秘）説・或・或記・或人・或次第・今案

天慶元年・永観二年・正暦二年・長徳二年・長和二年・長和六年・寛弘二年・寛弘六年・寛仁四年・治安元年・治安三年（春）・治安四年・長元四年（秋）・寛徳二年秋・天喜例・康平元・康平七年秋・治暦三年・延久三年・承保二年・承暦二年・永保三年・寛治五年・天承元年・天承二年・保延元年・保延二年（十一月四日）・永治元年秋

二巻しか残っていないこともあり、『叙玉秘抄』に比べると引用される勅物は少ないが、「土次第」・「土記」・「左府命」・「左府説」・「入道左府」・「中宮大夫書」・「師時卿云」・「江云」・「師安云」・「院御書」と、『叙玉秘抄』と同じような史料が引用される。⁽⁹⁶⁾また、保延二年（秋の除目）の「予」の作法に関して、「是左府被授予説也」という注記や源師

時編の「綿文」が引用されるなど、村上源氏系の公卿や院の儀式書・教命・口伝が多く見られる。更に、年紀の明確な史料の下限は永治元年〔一一四一〕秋で、また、「予」が見える史料は保延二年・永治元年秋に限られ、その他、第三の次夜上に「天承元年、申閏白之処、答云（後略）」とあるこの「申す」の主語は、明らかに「予」と思われるので、これも含めると三例である。『叙位除目執筆抄』によれば、源有仁が秋の除目の儀で執筆を行ったのは、天承元年（十二月二十四日）・保延二年（十一月四日）・永治元年（十二月四日）のみなので、『秋玉秘抄』に引用される「予」の見える史料の年紀と重なる。

このように、源有仁編の『秋玉秘抄』は、『叙玉秘抄』と同じ構成で、同じ書物が引用されるなど、編纂のあり方に類似する点が多い。また、

特に注目されるのは奥書である。両者の奥書を比較すると、共に書写し切継ぎしてから、「手自校合」を行っている点が共通する。そして、治承元年は『秋玉秘抄』のみだが、『叙玉秘抄』・『秋玉秘抄』共に治承二年・同四年と書写・校合の作業を行っており、特に治承四年は期日が非常に近接しており、これらは一連の作業のように思われる。更に、治承二年の奥書には、共に花押の部分が「在御判」とあることも共通する。

以上のように、『秋玉秘抄』は『叙玉秘抄』と編纂・本奥書及び書写のあり方・所引勅物の種類が類似するという注目すべき点が指摘できる。次節では、『春玉秘抄』について同様な点から検討しよう。

第三節 『春玉秘抄』について

『春玉秘抄』については和田英松・所功両氏ら先学の考証・研究があるので、これらにより略述することにする。

鎌倉時代にできた『本朝書籍目録』公事部に⁽⁹⁷⁾よれば、

春玉秘抄 八卷、花園左府抄、
有奥書、

とあり、『春玉秘抄』は八巻で、別名「花園左府抄」とも呼ばれた。

現在、写本は『国書総目録』等によれば、初夜部（上・中・下）のみのものが、京都大学附属図書館・大倉山精神文化研究所・北野神社・尊経閣文庫・三条西家に伝存しているとある。これらの写本について、近年、所氏が調査され、翻刻も為されている⁽⁹⁸⁾。また、逸文（中夜部・竟夜部）は『魚魯愚抄・別録』に多く引用されており、同じく所氏によって復原的に⁽⁹⁹⁾集成されている。その他、『春玉秘抄』（『花園左府抄』）を引く史料

としては、『魚書奉行抄』・『長兼蟬魚抄』・『蟬冕翼抄』・『県召除目次第』⁽¹⁰¹⁾がある。

古写本では、和田氏が戦前に三条西家で発見した甘露寺親長書写で三条西実隆が買得した写本一巻があったが⁽¹⁰²⁾、現在所在不明である。しかし、江戸時代に三条西家本を正確に模写した尊経閣文庫本一巻があり、また所氏の研究によれば、大倉山精神文化研究所本一巻も奥書により「昭和十二年（一九三七）三月」に三条西家本を忠実に模写したものであり、更に、京都大学附属図書館本（請求番号 菊シー一三）は菊亭家旧蔵本で、北野神社本（函架番号 シー三一七号）と同じく江戸時代書写の冊子本（一冊）であり、内容は三条西家本系のものと同じである⁽¹⁰³⁾という。

そして『春玉秘抄』には『秋玉秘抄』のような治承年間の奥書はない。

『春玉秘抄』の伝来については、和田・所両氏の研究によると、先述の『本朝書籍目録』公事部にみえる記載のほか、『建内記』永享十三年〔嘉吉元年、一四四一〕二月四日条に

四日、壬申、雨下、（中略）前右少弁⁽¹⁰⁴⁾経直⁽¹⁰⁵⁾入来、弘長元年辛酉伏議⁽¹⁰⁶⁾経直⁽¹⁰⁷⁾俊卿⁽¹⁰⁸⁾于⁽¹⁰⁹⁾時大、執筆記正本借与之、芳志⁽¹¹⁰⁾之至也、教秀少年之間、彼加扶持⁽¹¹¹⁾之間、在日示遣之故也、其外花園抄⁽¹¹²⁾奥書本、其外直物抄等借与之、都合一帖⁽¹¹³⁾兩卷者、（後略）

とあり、室町時代に勅修寺経直が吉田経房の奥書のある「花園抄」を所蔵し、万里小路時房が借用したことが判る。また、『兼頭卿記（別記）』文明十年〔一四七八〕八月条には、

十一日、庚子、晴、自晡程雨降、(中略)自内府除目執筆硯、(三条公教 累代相伝古物也)

并春玉秘抄八卷、以師富朝臣送賜之、先公可被写置硯并秘抄由、連

々御懇望之処、其時分、預置太和刃、只今召寄間、任遺命、被恩借由

被命、誠懇切之芳命、不知所謝者也、普代旧不空者歟、尤自愛々々、

十二日、辛丑、陰、入夜、降雨、(中略)町黄門来臨、終日閑談、江次

第抄為校合、招寄大外記師富朝臣間、同入来、終日彼秘抄校合者也、

十三日、壬寅、晴、入夜、月明々、(中略)則向内府亭、彼兩種恩借

之儀、懇謝之、但於硯者、先令返献、可然石等相尋、重而可写置之

由、約諾者也、於春玉抄者、可令書写者也、(後略)

とあり、三条家にも『春玉秘抄』が伝来し、広橋兼頭が書写したことが

知られる。更に、正応六年〔永仁元年、一二九三〕三月十七日付「九条家

文庫文書目録」の「御文庫文書目録」部分には次に示すように「花園左

府抄」即ち『春玉秘抄』が見え、九条家にも伝来していたことが判る。

三合 諸次第
甲乙丙

(九条有仁)
花園左府・入道左府実房抄也、
一合 春

(九条良経)
後京極殿御抄次第也、
一合 秋

私は幸いにも尊経閣文庫所蔵本を拜見する機会に恵まれ、また、所氏

の翻刻及び逸文集成をもとに考察すると、時野谷滋氏が指摘されたよう

に、『叙玉秘抄』との幾つかの類似点に気付く。

まず、冒頭部分に目録がつき、儀式の内容を示す主文に続き、一字下

げて勅物が示されるが、引用される勅物が『叙玉秘抄』に似ていること

である。逸文も含めそれらを史料名別に列挙すると次のようである(紙

幅の都合で年記別は省略する)。

九条年中行事・経頼記〔左経記〕・野記・土〔御門右府〕記・土〔御門〕

叙位記・土・土記自抄・土〔御門〕次第・本書・本書裏書・西園記・江記・

江・江抄・江次第・江説〔綿文〕・綿書・綿・師時卿云・納言云・院御書・

(入道)左府命・左府教命・左府口伝・左府説・左府仰〔共に中宮大夫

説所引〕・左府抄〔院御書所引〕・左府云〔師時卿云所引〕・左大臣記〔寛

治六年正(月)綿文所引〕・故入道殿仰〔納言云所引〕・中宮大夫説〔白

川)法皇仰・法皇御談・故白河院仰・法皇御説・院仰・予〔大治五年・

大治六年・保延二年二月〕・予案・按察使・口伝・保延〔七年〕内府・西

宮記〔江記所引〕・西宮・通〔俊卿)記・関白仰〔大治六年〕・右大臣忠

通〔綿文所引〕・京極大閤説〔法皇仰所引〕・京極大殿・故大殿師命・大

殿教命・故二条関白・宇治入道・故宇治殿御記〔江抄所引〕・小一条記

〔江抄所引〕・師元云・師元説・師安云・師遠〔書〕〔師安云所引〕・北尻

付・四條大納言書・拾遺雜抄・太政大臣信長〔綿文所引〕・入道禪門・

御堂御成文〔承暦四年土記所引〕・故太政大臣云・(故)入道大相国命・

大相国説・閑院相国・大撰政之説・主上仰〔綿文所引〕・師抄・尻付抄・

外記云・信俊・小野・大間尻付・任官抄・或次第・或人・或書・或記・

或抄・或・私家・今案・後案

所氏の研究に示されるように、『春玉秘抄』はかなり復原でき、引用

勅物も多く見えるので、これら勅物の特徴は検討し易い。年記の判る勅

物のうち古い史料では、寛平十年二月・延喜九年・天慶以往〔九条年中行事〕等が見えるが、主なものは十一世紀前半から十二世紀前半に限られ、下限史料は永治二年である。この点も『叙玉秘抄』と類似している。また、「予」が含まれる史料もあり、年紀の判るものは大治五年・大治六年・天承二年正月・長承二年二月二十八日・保延二年二月で、特に大治六年の場合は「大治六年、予為執筆之時」とある。『叙位除目執筆抄』によれば源有仁が春除目の執筆を勤めたのは大治五年・天承元年・長承元年の三回である。その際の経験が語られているものと思われる。更に、注目されるのは、「土記」・「土記自抄」・「土（土御門）次第」・「左府口伝」・「中宮大夫説」・「院御書」・「法皇仰」など、『叙玉秘抄』・『秋玉秘抄』でもよく引用される史料が引かれ、特に、「土記」・「土記自抄」・「土次第」が多いことである。その他、除目の儀式書であるため、「綿文」・「本書」が多く引用されることも注目される。そしてこれら勘物として引かれる史料の記主が源有仁と何らかの血縁婚姻関係で繋がっていることに気付く。以下、これまで各節でも論証なしで少し述べてきたが、源有仁編の叙位除目の儀式書にしばしば引かれる勘物の記主と有仁の系譜との関係をまとめて述べることにする。

第四節 所引勘物の記主と源有仁の系譜

まず、「院御書」について述べることにする。「院御書」は後三条院編の儀式書といわれ、本文は伝わらないが、逸文が和田・所両氏によって蒐集されている。⁽¹⁰⁾ 従来、逸文は『魚魯愚抄』所引の除目の儀を中心に、

幾つか知られていたにすぎなかったが、『中外記』・『叙玉秘抄』により「院御書」の逸文がかなり見出され、除目のみならず叙位に關しても纏まった儀式書であることが確実となった。その編者を確定する内容を含んだ逸文は見出し得ないが、後三条院とする説を否定し覆すような史料も見えず、所引史料及び書名から見ても、「院」が後三条院か白河院かに限定され、更に、源有仁編の儀式では、白河院の場合、「白川法皇仰」・「故白河院仰」などと表されることがあるので（後三条院に關しては全くそのような表記は見えない）、積極的な根拠に乏しいが、「院御書」を後三条院の儀式書と考えておく。そうすると、後三条院は源有仁の祖父であるので、有仁が「院御書」を大量に引用することも首肯できる。また、白河院の「仰」・「云」（教命・口伝）も見受けられるが、これも一時的ながらも源有仁は白河法皇の猶子となつていふことや、先述の「白川院御前」で源有仁が作成した「次第」とその「裏書」が規範となつたという例からも、⁽¹¹⁾ これら白河院の教命・口伝が『叙玉秘抄』等に引用されることもうなずけよう。後三条院の編著書には、日記『後三条院御記』の他、『本朝書籍目録』に「禁秘記抄 一卷 後三条院御抄、諸公事」と見え、別の史料に見える「延久御抄」・「後三条院御筆次第」・「後三条院年中行事」と同じものと考えられている。⁽¹²⁾ 一方、白河院には日記『白河院御記』の他、年中行事等を記した「白河院御次第」及び「近代禁中作法年中行事」二巻という儀式書がある。⁽¹³⁾ こうした院による儀式書の作成、特に叙位除目の儀式に強い関心を持ち、自ら儀式の運営や次第作成に關

与しようという姿勢は、近年、美川圭氏や玉井力氏が解明された院の人事権掌握の問題とも絡み注目される。⁽¹⁸⁾

一方、「土記」は土御門右大臣源師房の日記『土右記』で、「土記自抄」は師房がのち『土右記』から叙位除目関係の記事を中心に抄出したものであり、また、「土（御門）次第」は「故殿次第」とも言われ、『本朝書籍目録』に「叙位除目抄」即ち「土御門右府抄」とよばれた師房編の叙位・除目の儀式書である。⁽¹⁹⁾ これらについても逸文の蒐集がなされている。師房は、村上源氏でありながら、十三歳年上の姉隆姫女王が藤原頼通と結婚したことから、頼通のもとで育てられ、その子として官途についた。更に、師房自身が道長の女尊子と結婚したことにより、道長の掣ともなり、道長・頼通の庇護のもと御堂関白家の一員として公卿に列することになったため、公事についても多く伝授されたりしく、所謂九条流（御堂流）の儀式を継承しているといわれ、後世、よく引用されている。⁽²⁰⁾ なお、師房は有仁の母（師忠の女）の祖父である。

次に、「左口伝」は師房の男の堀川左大臣源俊房（師忠とは兄弟）による「口伝」で、『長秋記』には「故入道殿仰」、「中右記」には「故入道左府救命」という形で表れるが、実際、「口伝」を書き留めた書物になっただけで、後の例だが、例えば、『薩戒記』正長二年（永享元年、一四二九）三月七日期に、

七日、癸丑、雨降、（中略）秉獨程、向中御門宰相宗繼計、有示合事、又取出除目抄、被見予、堀河左府口伝・通俊卿抄也、有中御門右府

^(藤原)宗忠公奥書、尤為重宝、

とみえ、当時、松木宗繼が所蔵する「除目抄」に藤原宗忠の奥書のある「堀河左府口伝」が含まれていたことが判る。源有仁が公卿に仲間入りした頃、俊房は左大臣で、僅か約二年間であるが、有仁は直接、政務について手解きを受けたこともあったと思われる。

また、「中宮大夫説」とは、その官職や源有仁の血縁関係から言って、有仁の母の父にあたる大納言兼中宮大夫の源師忠（永久二年九月二十九日薨去、享年六十一歳）の説と思われる。「中宮大夫書」なる表記もあるので、その説は書物として纏められていたかもしれない。

更に、除目の儀式書のみで、『叙玉秘抄』には表れないが、「綿文」が多く引かれる。「綿文」の作者は不明であったが、近年、細谷勘資氏の研究により、俊房の男で、有仁の母の従兄弟である源師時が作った除目の儀式書であると考えられている。⁽²¹⁾ 師時はその日記『長秋記』で知られるが、「綿文」も師時が作ったとする説は妥当と思われる。なお、細谷氏は挙げておられないが、『玉葉』安元二年十二月五日条には、

五日、丙子、天晴、此日、京官除目也、（中略）右宰相中将実守、本自候台盤所方、余招寄、交語実守、問莒文作法、粗以執答、堀川左府所抄出之莒文作法一卷、取出自懐中、令見之、頗以委細、可謂神妙、但聊有疑事等、件次第花蘭左大臣家称錦文之書内也、余見文体、非左府之所為、師時卿制造歟、（後略）

とあり、藤原実守の持つ「堀川左府」（源俊房）が抄出したという「莒

文作法」を記した「次第」一卷は、「花園左大臣（源有仁）家」で「綿文」と称している書に含まれ、兼実が見たところでは、源師時が作ったものだと指摘している。この「綿文」なる書はその内容から言って「綿文」（綿書）のことを示すと思われ、「綿文」の作者が師時であるという説を裏付けるとともに、源有仁家の文書として伝来しているのは注目すべきで、また、後述するように源有仁と師時の親密な関係から、源有仁編の儀式書に引用されたのも当然のことである。

これら師房以下の人々は所謂村上源氏と言われる一族であり、源有仁の系譜関係と『叙玉秘抄』・『春玉秘抄』・『秋玉秘抄』引用動物の記主との関係を示すと図Ⅰ（52頁上）のようである。このことから、源有仁編の「叙玉」・「春玉」・「秋玉」の三「秘抄」は、単に逸文が豊富で儀式作法が詳細であるだけでなく、村上源氏系公卿の儀式次第・作法及び「院」（後三条院・白河院）の意向（教命・口伝）を継承しており、摂関後期から院政期初頭における叙位・除目の儀式書・教命・口伝の集大成の一つと見做せよう。

この点について、以下、記録類をもとに、更に、関説しよう。

先に引用した『中右記』大治五年正月六日条によれば、藤原宗忠は、「故入道太政大臣」つまりかつて元服の際に加冠の役を勤めた源雅実が源有仁に叙位の作法を伝授した⁽¹²⁾、と書いており、また、『長秋記』大治四年三月二十二日条によれば、源師時は源有仁からの陣定の作法を問う⁽¹³⁾消息に答えた後、「此相府為一家上、殊芳心深、就中為故禪府公事弟子」

と記し、有仁は「故禪府」即ち源俊房の「公事弟子」であるとしている⁽¹⁴⁾。しかし、先述の『長秋記』大治五年正月二十九日条に、関白藤原忠通は、有仁の除目の作法は「神妙」であり、思いがけないことであったとし、「故入道并太政大臣等教此事」と聞いているけれども、細かく教える人がいなければ、どうして奉仕をうまくできようか、と述べた⁽¹⁵⁾が、「院」（鳥羽法皇）の言によれば、源有仁に教えたのは師時である、としている。この言は的を得ているようで、俊房・雅実から直接学んだことも事実と思われるが、師時を通して師房・俊房らの説を学んだといえよう。実際、大治五年の叙位の際には『長秋記』を見ると、大治四年の十二月下旬から次のような遣取りが見られる。

廿日、甲午、晴、（中略）⁽¹⁶⁾自内府叙位間事委問給、可注申、（後略）

廿二日、丙申、雨、内大臣来給、且所旁訪、且叙位事、尋問給也、⁽¹⁷⁾土御門御手放其本、献引出物、及暁更、退出、

廿八日、壬寅、晴、（中略）内府渡給、男女叙位事委問給、（後略）

そして、叙位儀の前日の大治五年正月五日には「内大臣殿渡給、叙位間事示給」とあり、以下、具体的な作法について有仁と師時との問答が続いている。更に、女叙位儀の前日、八日には「内府渡給、女叙位間事也」とあり、「女叙位事」について、有仁が「故太政大臣（源雅実）教」を引いて質問しているのに対して、師時は「故土御門御日記（土右記）」・「入道御記（水左記）」を引いて答えている。

このように、大治五年正月の男女の叙位儀に備え、有仁は師時と消息

の遣取りや私邸を訪問をして、作法について教えを乞うている。また、こうした有仁と師時との関係は叙位儀のみでなく、他の儀式・行事にも及んでいる。『長秋記』にはそのような源有仁からの問合せに関する記事がかなり載っている。⁽¹²⁾その際、師時は祖父師房や父俊房の日記・「次第」・「口伝」をもとに源有仁に伝えていることが判る。『長秋記』大治四年二月十六日条によれば「故殿御次第、并兩府御日記、并諸家日記、匡房卿次第等、自書倉取出、一遍見之」とあり、源師時が自家の「書倉」に少なくとも「故殿御次第」即ち『土次第』、「兩府御日記」即ち『土右記』及び『水左記』を所蔵していたことは確かである。更に、例えば『長秋記』天承元年正月七日条によれば、

七日、晴、内府御消息、七日無御出、其儀次第可借給也、故殿次第奉献、(後略)

とあり、実際、師時は有仁に師房編の儀式書を貸している。そして、この様な有仁と師時との関係は、『長秋記』大治五年十二月五日条に、⁽¹³⁾

五日、癸酉、晴、詣内府、官奏教申、此人一家為棟梁、就中親昵也、仍於公事無残事、(後略)

と見えるように、源有仁は「一家」の「棟梁」で「親昵」なので、師時は「公事」についてのこらず教えたとする記事より一層明らかである。

以上のように、源有仁の経歴や彼が編纂した除目の儀式書『春玉秘抄』・『秋玉秘抄』を検討するに、『叙玉秘抄』は三条公教の編著でなく、源有仁の編著である可能性が確実になるに至ったが、『叙玉秘抄』や『秋

玉秘抄』に見える治承年間の奥書や『中外記』と現存の『叙玉秘抄』との詳細な関係はいまだ不明である。

むすび

源有仁編の叙位除目関係の儀式書に見える治承年間の本奥書や『中外記』と『叙玉秘抄』との関係については、『春玉秘抄』を基に作られた除目の儀式書『三槐抄』の奥書を検討することによって可能となつて来ると思われる。本稿では、第四章として、これについて検討し、それをもとに源有仁編の儀式書の伝来とその意義を述べる予定だったが、⁽¹⁴⁾もはや紙幅が尽きたので、原本『叙玉秘抄』の復原的翻刻とともに、詳細は別稿に譲り、以下、これまで検討してきたことを纏めながら、第四章で述べる予定だった結論をも示し、「むすび」に代えることにする。

本稿では、①現存の『叙玉秘抄』は一卷本(三条西家本)系と四冊本(広橋家本)系の二系統に分かれるが、ともに、治承年間に四巻に書写された写本に遡ること、②現存の『叙玉秘抄』は、東山御文庫所蔵の『中外記』の男叙位の部分と同じ内容であること、③『中外記』には更に女叙位の部分が存在し、書写の仕方から検討すると、『中外記』(の親本)は『叙玉秘抄』の原型に近いこと、言い替えば、『中外記』は原本『叙玉秘抄』ともいべき儀式書であること、④『中外記』(原本『叙玉秘抄』)の著者は三条公教でなく、花園左大臣源有仁であること、⑤

この書は撰関期後半から院政期にかけての、源師房以下の村上源氏系公卿及び院（後三条院・白河院）の儀式書・教命・口伝の集大成ともいえるべきものであり、同様のことは源有仁編の除目の儀式書（『春玉秘抄』・『秋玉秘抄』）についてもいえること、等を指摘した。

以下、詳細な論証は別稿に譲るが、⑥三条実房が父公教の略次第をもとに、源有仁の『春玉秘抄』に左大臣藤原経宗の教命を合わせて編纂した『三槐抄』（大部分は『春玉秘抄』によっている）の内容及び治承年間の本奥書を『叙玉秘抄』・『秋玉秘抄』のそれらと比較するに、これら有仁編の叙位除目の儀式書の書写・編集・整理は一連の作業として三条実房によって行われたことであり、これらのことと①～④で示したことを合わせると、『叙玉秘抄』の写本の系統は図Ⅱ（52頁下）のようになること、⑦実房は源有仁の説（「花園説」）の継承者の一人であったこと、⑧「花園説」は、九条兼実を始めとして、九条家（撰関家）の人々からは強い批判を受け、「一説」・「異説」・「不甘心」説とされるが、一方で、源有仁編の儀式書の伝来・書写とともに鎌倉・室町時代まで継承されること、⑨それらは主に閑院流の諸家（清華家）である三条・徳大寺・西園寺家（特に三条家と西園寺家）及び勸修寺家に伝来し所蔵されたこと、⑩源有仁編の儀式書が少なくとも室町時代まで伝来したのは、非撰家の公卿が叙位除目の執筆を行う際の拠りどころとしたためであるらしいこと、等が当時の記録・儀式書から窺える。

最後は結論のみで、また、全体にわたり筆者の専門外の分野に及ぶこ

とが多く、思わぬ初歩的な誤りが多いのではないかと危惧するが、多くの方々の御教示を得て、『叙玉秘抄』という儀式書の編纂・書写・伝来について検討を試みた。従来、竹内理三氏によって撰関期までの「公卿学系譜」は解明されているが、撰関期後半及び院政期以降、室町時代に至るまでの経緯は不明であったので、本稿により何らかの進展があったとしたら幸いである。ひとまず擱筆し大方の御批判を仰ぐことにする。

注

- (1) 土田直鎮「撰関政治に関する二、三の疑問」（『日本史の研究』三三号一九六一年、林陸朗編『論集日本歴史』三 平安王朝 一九七六年所収）、同「平安時代の政務と儀式」（『国学院大学日本文化研究所紀要』三三輯 一九七四年）、橋本義彦「貴族政権の政治構造」（『岩波講座 日本歴史』四 古代四一九七六年、同『平安貴族』一九八六年所収）、同「撰関政治論」（『日本歴史』二四五号 一九六六年、同『平安貴族社会の研究』一九七六年所収）参照。近年では橋本義則「『外記政』の成立―都城と儀式―」（『史林』六四卷六号 一九八一年）の発表を契機に平安時代の儀式研究の有効性が再認識された。
- (2) 八〇年代の叙位・除目儀及びその儀式書に関する研究としては、叙位に関して、今江廣道・加納宏志・黒板伸夫・寺崎保広・木本好信・宇根俊範・玉井力・高田淳・吉川真司・服藤早苗の各氏の研究が、除目に関しては、早川庄八・玉井力・吉田早苗・所功・細谷勘資・永井晋の各氏の研究があるが、論文名は紙幅の都合で省略する。
- (3) 儀式書の研究としては、所功『平安朝儀式書成立史の研究』（一九八五年）、同編『京都御所 撰集秘記』（一九八六年）等がある。
- (4) 『国書総目録』四卷（一九六六年）。
- (5) 三条西家本『叙玉秘抄』は『書陵部紀要』三五号の「彙報」（一九八四年）、宮内庁書陵部編『三条西実隆関係資料 展示目録』（一九七五年）参照。
- (6) 鈴木徳三編『弘文荘待賈古書目録索引』（一九八八年）参照。（補注6）

(7) 三条西家本『叙玉秘抄』の紙背文書は「姉小路基綱書状」等の書状・和歌の懷紙が多いが、年紀のはっきり判る文書三通（永享三年五月十二日付及び同年正月八日付「美濃国守護土岐持益遵行状案」、第二十七紙目裏）を紹介する。

①美濃国々衙職、西園寺中納言家号京極知行分跡事、任去月二日

御施行之旨、可沙汰付三条大納言家雜掌之状、如件、

永享三年五月十二日

富嶋又五郎殿

②美濃国肥田瀬郷本家役、西園寺中納言家号京極知行分跡事、任去月二日御施行之旨、可沙汰付三条大納言家雜掌之状、如件、

永享三年五月十二日

衣斐中務丞殿

③美濃国峰屋庄、西園寺中納言家号京極知行分跡事、任去年十二月卅日御施行之旨、可沙汰付三条大納言家雜掌之状、如件、

永享三年正月八日

菅田三郎左衛門尉殿

(8) 計測値は飯倉晴武・宮崎康充両氏の調査データにより再計測し確認した。

(9) 折本の指摘は飯倉氏の御教示による。或いは儀式で懐中に入れるなど、使用する際に使いやすいうようにと、折本形式であったのかも知れないが、折本でもかなり厚くなるので、断定しかねる。実隆は延徳三年十一月の約二年後の明応三年（一四九四）正月六日の叙位儀で執筆を勤めている（『実隆公記』明応三年正月叙位記・書院部所蔵『叙位除目執筆抄』〔函号 四一五—二七〇〕）。

(10) 字は明らかに「出」だが（諸本同じ）、「随思出」では意味不明。「出」と「書」は誤りやすので「随思書」の誤りか。早川庄八氏の御教示による。

(11) 第四の目録部分はないが、冒頭に「尻付事」とある。

(12) 「抛臘儲訖」の部分で、諸橋轍次編『大漢和辞典』によれば、「臘」の字は「くそ」の意味がある。「臘儲」という熟語は見えないが、『同辞典』によれば、「臘」の字には「あまる」「みちる」等の意味があり、熟語「臘儲」には「あま

りの貯」の意味がある。「抛」が「なげうつ」という意味なので、ここでは余

分な箇所は省略し、書写しなかったという程度の意味か。また、二行後の「見賢思齊」は、『論語』里仁に「子曰、見賢思齊焉、見不賢而内自省也」とあるに

よるか（『同辞典』四卷「思」の熟語「思齊」の項参照）。このような表現は

「于時春風緩扇、晚雲高晴而已」等の漢詩的な表現とともに（後述〔第三章第二節〕の「秋玉秘抄」第三 次夜上の本奥書にも同様の漢詩的な表現が見え

る）、治承年間に『叙玉秘抄』を書写した人物の教養の高さを窺わせる。

(13) 「本裏袴」の朱書は他の奥書と同筆と思われる。「翌日朱了」も同様。

(14) 三条西実隆（一四五五—一五三七、時に三十七歳）に関しては、原勝郎

「東山時代における一縉紳の生活」（『芸文』第八号、第十二号、一九一

七年、同『日本中世史の研究』一九二九年所収、その後、論文と同名の単行本

として出版。芳賀幸四郎『三条西実隆』（一九六〇年）、同『東山文化の研究』

（一九四五年、のち『芳賀幸四郎歴史論集』I 東山文化の研究（B）・（D）一九八

一年所収）、高群逸枝「三条西実隆」（高群逸枝著・栗原弘校訂『平安鎌倉室町

家族の研究』一九八五年）、等参照。

(15) 『公卿補任』延徳三年条参照。

(16) 『拾芥抄』中 京程部 第二十二「京都坊名」の項、『掌中歴』（『統群書類

従』巻九百三十一）「坊門」の項参照。

(17) 一条冬良所蔵の「令本」の書写に関して『実隆公記』永正六年（一五〇

九）六月十三日条・同七年二月十七日条によれば、実隆が冬良から借用した写

本を「返献桃花坊」とあり、また、同延徳二年九月十一日条には「桃花坊秘

本」の「延喜式」が見える。

(18) 治承二年の書写の段階で第一から第四に分かれて奥書がある。このことは

本裏紙の銘に見える治承四年五月の「調卷々」とやや矛盾する。最終的には治

承四年時に「調卷」が行われたが、治承二年段階でも四巻に分けて書写された

と考えておく。治承年間に書写した人物については「むすび」及び別稿参照。

(19) 『公卿補任』延文五年条参照。

(20) 後述（第二章第一節）の『中外記』の識語に三条公忠の名が見えることも

参考になる。

- (21) 翻刻については、現存の『叙玉秘抄』ではなく、後述するように原本『叙玉秘抄』を復元的に翻刻するつもりである。注(53)参照。
- (22) ・は朱点、\は合点(注記なしは全て朱書)を示す。対応関係を判り易くするため、正文にローマ数字、勅物に丸付き数字を振った。なお、第二の冒頭を例示したのは、比較する史料(『中外記』)の第一の冒頭に錯簡があり(後述)、説明が複雑になること、第一の場合、相違が判るようにするには、引用量が多くなることによる。
- (23) 「裏書云、今私注此所」として「師行本」より「抄出」した部分は、後述する広橋家本『叙玉秘抄』及び『中外記』にはない。注(36)参照。
- (24) 第三章第四節参照。
- (25) 本の綴代部分に墨書で「窓外不出」とあり、「得」ともある。
- (26) 柳原紀光に関しては丸山二郎「統史愚抄」(『歴史地理』五六卷一 号一 九三〇年)、是澤恭三「柳原紀光の諸家記探求に就て」(『国史学』四五号一 九四二年)、武部敏夫「統史愚抄」(坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題』上巻 一九七一年)参照。
- (27) 三条西家本の『叙玉秘抄』の第十一紙目の脱落は柳原家本の書写以前であり、かなり以前から第十一紙目がなかったことが判る。
- (28) 是澤氏の研究(注(26)前掲論文)によれば、柳原紀光が三条西家本を書写したのは、寛政八年(一七九六)であるので(初見は三月)、『叙玉秘抄』もこの一年の間に書写されたものか。
- (29) 財団法人東洋文庫編『岩崎文庫和漢書目録』(一九三四年)参照。
- (30) 書写年代に関しては、国立歴史民俗博物館の田中稔・古瀬奈津子・小島道裕の各氏より御教示いただいた。閲覧に御便宜をはかっていただいたこととあわせて厚く感謝申し上げます。
- (31) 僅かに「也」と「之」の違いや「云」の有無など誤写の範囲内である。
- (32) 三条西家本・柳原家本で欠けている部分には「土右記」の逸文の最も古い史料が見えるので、広橋家本・東山御文庫本『叙玉秘抄』より紹介する。
以納言爲宮御使事
(藤原実資)
 長元三年土記云、執筆、實以中納言、爲宮御給使、
- 『叙位除目執筆抄』によれば、長元三年(一一三〇)正月の叙位儀は五日に行われ、執筆は右大臣(藤原実資)である。従来、『土右記』の最上限の史料は『江次第鈔』第一所引の長元三年十一月十九日条とされていた(『土右記』及びその逸文に関しては、宮内庁書陵部編『コロタイン』土右記解説(一九五七年)、平林盛得(史料紹介)土右記延久元年夏『書陵部紀要』一二号 一九六〇年、竹内理三編『土右記』『増補統史料大成』第十八卷 一九八一年、木本好信『土右記』と源師房・「あとがき」(同『平安朝日記と逸文の研究』一九八七年、原載『国書逸文研究』一八号 一九八六年)参照)。従って、この記事は抄録が著しく取意文と言うべきかもしれないが、『土右記』長元三年正月五日条の逸文で、管見では、『土右記』の最も古い記事である。
- (33) 「師行本」については注(23)・(36)及び別稿参照。
- (34) 東山御文庫本の『叙玉秘抄』は『書陵部紀要』三七号の「彙報」(一九八六年)参照。函号 四四一四二、マイクロ・フィルム整理番号 東山御文庫三二二七。脱稿後の一九八九年十二月四日に東山御文庫で実見し確認した。
- (35) 注(32)参照。
- (36) 「裏書云」として、「師行本」より「抄出」させた藤原氏の「年爵申文」は注(23)参照。なお、「師行本」の「師行」とは「尊卑分脉」(三)によれば、源師時の男師行で、「抄出」した師基は師行の異母弟である。詳しくは別稿参照。
- (37) 東山御文庫本は異本注記もあり、直接広橋家本を書写したかも知れないが、校合に際し、三条西家本も見ている可能性もある。
- (38) 『兼頭卿記(曆記)』は『大日本史料』第八編之一〇文明九年条雑載所収。古瀬・小島両氏の御厚意により広橋家本(自筆本)の写真版で確認した。
- (39) 外題を所望している例としては、注(17)にあげた「令本」の書写に関連し、『実隆公記』永正七年四月二日・三日・二十一日条より、三条西実隆は全巻書写し終え、所蔵者の一条冬良筆の題箋を得て製本していることが知られる。
- (40) 広橋家本の書写年代は動かし難く、これを兼頭書写本とは考えにくい。
- (41) 別稿で詳述するが、『叙玉秘抄』は明応年間まで徳大寺家にも伝来していた可能性が高いので、広橋家本と三条西家本及び親本「教業坊旧本」(三条家

本)との相違を考えると、徳大寺家伝来の『叙玉秘抄』を書写した可能性もある。鎌倉・室町時代における『叙玉秘抄』の書写伝来に関しては別稿参照。

(42) 『叙位除目執筆抄』によれば平治元年正月六日の叙位の儀で内大臣(三条公教)が執筆を勤めた。公教が叙位儀で執筆を行うのはこの時だけである。

(43) マイクロ・フィルム整理番号 東山御文庫本三三二七(『書陵部紀要』三七号「彙報」参照)。本稿脱稿後の一九八九年十一月四日、東山御文庫で実見し確認した。なお、私は『氏爵』の成立「儀式・奉仕・叙位」(『史林』七一巻一号 一九八八年)の執筆過程でこの史料の存在に気付き、表四でこの史料を用いたが、当時、内容不明だったため『叙位記』所引『中外記』とのみ書いた。

その後、まもなく内容が判明したので、ここに本稿の結論のように訂正する。(44) 後述するように、冒頭の三丁ほど内容に錯簡があるためか、内題も無い。従って、この外題が古くからのものとは言い難く、いつまで遡るかも不明。

(45) 康治元年の大嘗会女叙位については、『本朝世紀』康治元年十一月二十六日条に叙位聞書が見え比較できる。なお、裏書部分には「康治元年十一月十四日大嘗会叙位簿」(四十二丁表四行〜四十二丁裏九行)もあり、引用される史料もこの辺が下限である。最下限は史料は康治二年(正月)だが、この儀式書は康治元年の大嘗会叙位を一つの編纂の契機としているように思われる。

(46) 「是ヨリウラノフンノ写」の注記は、本文と同筆で現在の東山御文庫本を写す際の記載かと思われる。なお、最後の六十五丁裏には識語・奥書は無い。

(47) 内容に則して言えば、一丁裏四行から三丁裏一行と続いてから(三丁裏以下白紙)、一丁表冒頭に戻り、一丁裏二行のあと、四丁表につながる。

(48) 表との対応から言えば、裏書部分は巻末から表の部分と対応する。

(49) 『叙玉秘抄』では「叙橋氏」の前に「裏書云」として「師行本」より「抄出」させた藤原氏の「年爵申文」が続くが(注(23)・(36)参照)、『中外記』には存在しない。

(50) 『江家次第』巻第三「女叙位」に関しては和田英松著・所功校訂『新訂建武年中行事註解』(一九八九年)の「女叙位」の項に解説がある。しかし、女叙位全般に関する詳しい研究はないので、別の機会に検討を加える予定である。

(51) この部分、「裏書・首書の勘物は思ひに随ひて書す」と読むべきか。

(52) 表の場合、首書・傍書等は二字下げて、あるまじりの内容(主文)毎に書写したと思われる。

(53) 裏書の位置を推定し『叙玉秘抄』によって誤写や欠逸部分を補訂するなどして『中外記』(原本『叙玉秘抄』)の復原翻刻を別稿で行う予定である。

(54) 本稿では紙幅の関係で詳述出来なかった。「むすび」及び別稿参照。

(55) 『叙玉秘抄』には見えない『中外記』女叙位の部分に引かれる主な年記のはっきりした勘物は以下の通り。

天喜五年(「土記」・康平六年・承暦四年(左府承暦四年記)・永長三年(左府記)・寛治二・承德二・保安四・長治三・康和六・永久四・保安四・保安・元永三・大治三・康治元年十一月十四日大嘗会叙位簿・康治元年大嘗会女叙位聞書・康治二年

(56) 『中外記』は「風来」とあるが、明らかに誤写であり『中外記』は三条西家本『叙玉秘抄』に比べ誤写がある。『叙玉秘抄』では、同じ部分を「執筆」とあるので、『叙玉秘抄』に従う。

(57) 大治五年・六年などの史料は首書・傍書に多く、裏書には少ない。

(58) 「故入道大政大臣」は源雅実だが、後述(注(80))するように「長秋記」には「故入道并太政大臣」等の表記も見られる。『長秋記』では「故入道殿」と言うと、源俊房を指す場合があり、俊房は「受戒」をするなど(『公卿補任』保安二年条)、本格的に出家している。従って、「故入道」が俊房で、「故太政大臣」が雅実とも考えられようが、ここでは、「并」がないので、源雅実と考えておく(なお、雅実も出家している)。

(59) 第三章第一節及び注(75)参照。

(60) 『中外記』と比較すると、『叙玉秘抄』の第四に相当する部分は注記がかなり省略されており、その点、『叙玉秘抄』の書写の仕方は忠実でなく、その一方、この部分のみ『中外記』にはない追記がある。

(61) 日記名の由来及び異名については、土田直鎮「古代史料論 二 記録」(『岩波講座 日本歴史』二五 別巻 一九七六年)、皆川完一編「記録目録」

『国史大辞典』四卷 一九八四年) 参照。

(62) 『中外抄』については、宮田裕行『校本中外抄とその研究』(一九八〇年)、同編『校本『中外抄』・『富家語』とその研究』(一九八二年)等参照。

(63) 『師元年中行事』については、所功「中原家流年中行事書の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』一九八五年) 参照。

(64) 師元は中原氏なので、もし伝来したとすると、東山御文庫へは押小路家の文書の伝来・書写とも関わるかもしれないが、今後の課題としたい。

(65) 海野泰男『今鏡全釈』上・下(一九八二年・一九八三年、特に、下巻みこたち第八「花のあるじ」、所功「春玉秘抄」の残巻と逸文)、『京都産業大学世界問題研究所紀要』七巻 一九八六年) 参照。

(66) この他『尊卑分脉』(三)後三条源氏の「(源)有仁」の項参照。同書の系図によれば、同腹にのち齋宮となった守子女王がいる。なお、『法性寺殿御記』

(『圖書寮叢刊』九条家歴世記録) 一) 天治二年九月十四日条も参照。

(67) 有仁の元服に関しては、『親王御元服部類記』(『大日本史料』第三編之一六) 所引『永昌記』永久三年十月二十八日条・『殿暦』十二月十三日条・『今鏡』八みこたち「花のあるじ」参照。なお、元服の加冠役は右大臣源雅実である。

(68) 源有仁の臣籍降下については、『中右記』元永二年八月十四日条・『長秋記』同日条参照。有仁が一挙に従三位に叙せられ、賜姓されたが、異例の昇進・臣籍降下の政治的背景及び父輔仁親王と村上源氏の政治的地位の喪失(「千手丸陰謀事件」)については、龍肅「三宮と村上源氏」(『平安時代―爛熟期の文化の様相と治政の動向―』一九六二年) 参照。その他、米谷豊之祐「源俊房と院政開始期の政局」(『論集(大阪産業大学)』人文科学 六一号 一九八七年)、吉村茂樹

「永久元年の鳥羽天皇に対する疑獄事件について」(『上智史学』八号 一九六三年)、竹内道雄「久我雅実に関する覚書」I「―その時代と生涯―」・II「―その性格について―」(『長岡工業短期大学・高等専門学校研究紀要』一卷二号・三号 一九六三年・一九六四年) も参照。

(69) また、『中右記』元永二年十月十七日条に次のようにある。
十七日、(中略)今日、三位中将^(皇)有仁被申慶、云々、(中略)今夕、^(皇有仁)伴中将^(藤原光)成女^(藤原光)

^(子公実の女)位^(皇)、云々、^(皇有仁)於院御所大炊御門^(藤原光)、(中略)今夕、露頭、(後略)

(70) 『玉葉』安元三年六月五日条、及び大島幸雄「橘氏は定小考」(前)・(後)『史聚』一六号・一七号 一九八一年・一九八二年) 参照。

(71) 有仁の病については、『台記別記』康治元年十一月十六日条、『台記』天養元年(一一四四)十一月二十一日条、『台記』久安三年正月二十七日条・二月三日条、『本朝世紀』久安三年正月三十日条(「依病上表」文有り)・二月二日条、参照。また、服部敏良「王朝貴族の病状診断」(一九七五年)も参照。

(72) 注(65)海野前掲著によれば、『今鏡』の作者が源有仁に寄せる関心や親愛・同情の並々ではなかったことを指摘し、有仁家の様子を詳細に伝えるエピソードが多いことから、『今鏡』の作者の近辺に情報提供者があったことを推測している。なお、『今鏡』の作者は藤原為業(寂超)説が有力である。

(73) 漢詩・和歌・管絃・書道に関する史料は紙幅の都合で全て省略する。

(74) 「強装束」に関しては鈴木敬三「柔装束と強装束」(国学院大学神道資料展示室編『調査強装束織文集成』一九八三年) 参照。

(75) 『清原重憲記』天養元年十二月八日条によれば、^(皇有仁)八日、甲申、晴、今日、一藤^(藤原光)参^(藤原光)左府^(藤原光)花苑殿、^(藤原光)申荷前定事、(後略)

とあり、源有仁はこの頃、既に仁和寺の近くに移っていたことが判る。

(76) 有仁の私宅については、『台記』保延二年十二月十三日条、『百鍊抄』治承元年四月六日条、『拾芥抄』東京図参照。北↓東↓南↓西の順で言えば大炊御門通・高倉通・冷泉通・東洞院通に囲まれた空間に源有仁の私邸があった。注

(65)海野前掲著、角田文衛・隴谷寿「平安京 左京二条四坊」(『角川日本地名大辞典』二六 京都府下 一九八二年)、田中稔「京図について―九条家本

延喜式卷四十二所収を中心として―」(田山方南先生華甲記念会編『田山方南先生華甲記念論文集』一九六三年)等参照。

(77) 源有仁の私邸に集っていた人々で、『今鏡』に具体的に名のみえる人物として「兵衛督」(徳大寺実能)、「少将」・「三条内大臣」(三条公教)がおり、

有仁はこの二人とは詩歌管絃の遊びは勿論、「伏し柴」の段に「かたみに女の事など言ひあはせつつ、雨夜の静かなるにも、語らひ給ふ折もあるべし」と記

され、『源氏物語』帚木卷の「雨夜の品定め」に擬えられている。

(78) 『台記』のこの部分、所氏は注(65) 前掲論文で、「詳しく我朝の礼儀を習ひ、少しく礼を失へば上古の大臣を訪ふ」と訓み、解釈されているが、詳しく「我朝の礼儀」を習っているの、「失礼」が少ない。このことを「上古の大臣」に尋ね、調べて比較しても、どうして恥があらうか。まして、「当世の臣(大臣)」では、有仁と共に肩を並べるほどの「礼儀」に習熟した人物は僅かである、と言う意味であろう。「上古の大臣を訪ふ」とは、源有仁を褒める『台記』の記主藤原頼長の修辭と考えたい。源有仁は「失礼」の少なかつた人物だけに、『玉葉』建暦元年(一一二二)五月二十九日条によれば保安四年の「白馬奏」(『同』同年五月二十五日条も参照)で「失礼」をおかしたことが話題となっており、「花園左府も件度我失礼と見日記也」と見える。

(79) 『中右記』大治五年正月六日条、『長秋記』大治五年正月九日条。

(80) 「故入道并太政大臣等教」とは、「并」と「等」の記載に注意し、「故入道」と「故太政大臣」と考えれば、それぞれ堀川左大臣源俊房と太政大臣源(久我)雅実となり、「入道」であり「太政大臣」であった人物の意味だと源雅実一人となる。注(58) 参照。

(81) この部分やや意味不明だが、「先ず物事」と読むか、或は「先」は「直」の誤写で、「直物の事」と読むべきか。

(82) 源有仁の日記(『花園左府記』)は、九条家本『名記目録』(『諸家名記』)によれば、「園記」・「園左記」・「春旣記」とあり(斎木一馬『諸家名記』考) 岩橋小弥太博士頌寿記念会編『日本史籍論集』上巻 一九六九年、『尊卑分脉』(後三条源氏「源」有仁)の項によれば「園槐記」と見え、別名が知られる。なお、有仁の日記は殆ど散逸しているが、僅かに現存する写本・逸文及びその後⁽⁸³⁾の伝来については紙幅の都合で別の機会に述べることにする。

(83) 『玉葉』承安五年正月二日条によれば、大夫史小槻隆職がもたらした簡条書に見え、文意やや難解であるが、この書は経宗が持っていたらしい。

(84) 皇后御産の儀及び「打攤の興」に関しては甲田利雄「皇后御産」(『平安朝臨時公事略解』一九八一年) 参照。

(85) 『台記』康治元年十月十二日条によれば、「先日所借之大嘗会式、返送^(源有仁)左閣之次云」とあり、藤原頼長は源有仁より借用した「大嘗会式」を返送しているのが知られるが、この「大嘗会式」も源有仁が作ったものか。

(86) 書陵部所蔵『伏見宮記録』所収のものは伏見宮家本「秋玉秘抄」を写したもので省略する。

(87) 内閣文庫所蔵「函架番号 一四五―二八五」、京都大学附属図書館所蔵「請求番号 菊シ―一〇」。

(88) この構成から『秋玉秘抄』は少なくとも六巻以上あったと思われる、『春玉秘抄』との比較から、全八巻かと推定されている。岩橋小弥太「秋玉秘抄」

『群書解題』第五 公事部 一九七七年、時野谷滋「しゅうぎよくひしゅう秋玉秘抄」(『国史大辞典』七巻 一九八六年) 参照。

(89) 注(88) 参照。岩橋小弥太氏は伏見宮家本については説明されていない。

(90) 花押の人物は管見では不明である。

(91) 後欠の部分には、僅かながら、墨痕が見える。

(92) 統群書類従本は「功継了」とするが、「功」は「切」の誤植か。

(93) なお、応永二十四年(一四一七) 校合・同二十九年重校合の貞成親王筆「即成院預置文書目録」(『図書寮叢刊』看聞日記紙背文書 紙背文書巻七一 四三―一四五)によれば、「⁽⁸⁵⁾五節并除目記⁽⁸⁶⁾」とある。この目録に見える典籍・文書類は伏見宮家旧蔵のものとして多く伝来し、現在、書陵部に所蔵されている(同解説参照)。この次に「⁽⁸⁷⁾任官叙位例」と続くが、伏見宮家本「秋玉秘抄」(伝来については別稿参照)の外題は「除目記」とあるので、「五節記」と同じ葛の櫃に納められていた「除目記」は『秋玉秘抄』を指すかも知れない。「即成院預置文書目録」は飯倉氏の御教示による。

(94) 統群書類従本は「賀茂原王」とするが、明らかに「泉主」の誤り。

(95) 『国書総目録』著者別索引(一九七六年) 参照。(補注)

(96) 統群書類従本では「土」を「大」と誤っているため、「土次第」が「大次第」に、「土記」が「大記」になっている。

(97) 『本朝書籍目録』(『群書類従』巻四百九十五)、和田英松「春玉秘抄」(『本

朝書籍目録考証』一九三六年。

(98) 注(65) 所前掲論文参照。

(99) 所功『春玉秘抄』の復原(『国書逸文研究』一八号 一九八六年)。

(100) 『魚書奉行抄』・『長兼蟬魚抄』・『蟬冕翼抄』については、時野谷滋『律令封祿制度史の研究』(一九七七年)所収の各書の解題による。なお、『魚書奉行抄』には「花園尻付抄」なる書も引かれている。これは、『秋玉秘抄』に見える「園尻付」と関係があるかも知れない(その際、これは追記と考える)。なお、『長兼蟬魚抄』は、『長兼』除目抄・『除目申文抄』とも呼ばれる(『統群書類従』卷二百六十六所収)。

(101) 『梶原除目次第』(国立歴史民俗博物館所蔵高松宮旧蔵本 函号 高一一九四)に「春玉抄」・「花抄」が見える。宮崎氏の御教示による。

(102) 注(97) 和田前掲論文参照。なお、初夜上の裏書には、表の首書の勘物に關して、「此首書、先公後称名院御筆也、実隆記之」とあり、「後称名院」すなわち、実隆の父三条西公保(長祿四年「一四六〇」正月二十八日薨去)が首書を記していることが判る。この点、甘露寺親長の没後、実隆のもとに渡ったとする奥書と矛盾しかねない記載である。ここでは疑問のみ提示しておく。

(103) 注(65) 所前掲論文参照。

(104) 勸修寺経直は『尊卑分脉』によると文安六年「一四四九」卒去。

(105) 『兼頭卿記(別記)』は『大日本史料』第八編之一「文明十年雜載条」により、広橋家旧蔵本「写真版」で確認した。確認に際しては古瀬・小島両氏のお手を煩わせた。なお、所氏は文明十年十月条とするが、八月の誤りである。

(106) 『(図書寮叢刊)九条家文書』五一―一五〇三、平林盛得「九条家文書に見る慶政関係資料」(伊地知鐵男編『中世文学 資料と論考』一九七八年)。

(107) 前田育徳会尊経閣文庫所蔵の『春玉秘抄』の閲覧に際しては、橋本義彦・飯田瑞穂両氏に御高配賜った。記して感謝申し上げる。なお、この『春玉秘抄』の書写年代について、所氏は「尊経閣」文庫の記録により宝永二年(一七〇五)六月ころ」とされるが注(65) 所前掲論文、飯田氏より御教示を受けた尊経閣文庫所蔵の『桑華書志』(前田綱紀「一六四三―一七二四」の雜記帳

である『桑華書志』については太田晶二郎『桑華書誌』所載『古蹟歌書目録』―『今鏡』著者問題の一徵証など―(『日本学士院紀要』一二卷三号 一九五四年)、石川鼎立美術館編『加賀文化の華―前田綱紀展』解説(尊経閣蔵書「執筆橋本義彦 飯田瑞穂両氏 一九八八年」参照)の「春玉秘抄一巻」の項によれば、「丙申正廿八写之」とある。綱紀存命中の「丙申」年としては、明暦二年「一六五六」と享保元年「一七一六」があるが、綱紀が収書を始めたのは万治二年「一六五九」以来で、本格的に集め始めたのは寛文年間以降であることから、この「丙申」年は享保元年と考えられる。また、『桑華書志』によれば実隆の奥書のあと、更に次のような奥書が続く。

某年某月 日、三条羽林家蔵之旧本「摹写之、

三条羽林家蔵之旧本
逍遙院殿(花押影)

(108) 時野谷滋「しゅんぎよくひしょう 春玉秘抄」(『国史大辞典』七卷 一九八六年)、同「三槐抄」(同『律令封祿制度史の研究』一九七七年)参照。

(109) 院御書については、和田英松纂輯・森克己校訂『国書逸文』一御撰「院御書」(一九四〇年)、所功「院御書(校異・拾遺・覚書)」(『国書逸文研究』創刊号 一九七八年)参照。

(110) 注(109) 所前掲論文参照。

(111) 『玉葉』承安五年正月二日条。

(112) 和田英松「後三条天皇」(『皇室御撰之研究』一九三三年)。

(113) 和田英松「白河天皇」(『皇室御撰之研究』一九三三年)。

(114) 美川圭「公卿議定制にみる院政の成立」(『史林』六九卷四号 一九八六年)、玉井力「院政」支配と貴族官人層(朝尾直弘編『日本の社会史』三卷 権威と支配 一九八八年)。

(115) 『土右記』及びその逸文については、注(32) 前掲論文・前掲著書参照。また、「土記自抄」・「土次第」については、注(32) 木本前掲論文参照。

(116) 注(32) 前掲論文・前掲著書参照。

(117) 注(32) 木本前掲論文参照。

(118) 「左口伝」については細谷勘資「綿書」の成立年代と編者(『国書逸文研

究』一八号 一九八六年) 参照。

(119) 『長秋記』大治四年七月二十日条・同五年正月八日条、及び『中右記』長承二年二月十日条参照。

(120) 『綿書』の作者が源師時であることについては、注(118) 細谷前掲論文参照。なお、『春玉秘抄』に「納言云」として見えるのも権中納言源師時(保延二年四月六日薨去)と考えられる。

(121) なお、「錦文」なる書を所持していた実守については、『玉葉』安元元年(一一七五)十一月二十一日条に次のような記事がある。

廿一日、戊辰、節会也、(中略)実守卿依位次、向外弁座、花園左府説云々、(中略)西宮十六卷云、自就外弁、至祿所、為先小忌、十卷云、自外弁座、為先、又代々例多如此、但花園説、定有由緒歟、実守又営公事之道者也、(後略)

実守は「営公事之道者」として知られていたが、そうした人物が源有仁の説(花園説)を用いていた事は注目されるし、九条兼実もこの時点では「定有由緒歟」と認識していたことは興味深い。

(122) 『玉葉』の諸写本に当たったが、「錦」の字に誤りはない。金偏と糸偏とは書写の過程で誤りやすい。

(123) 源有仁が源雅実から儀式の作法について教わっていたことは、『玉葉』治承二年十一月二十六日条も参照。更に、書陵部所蔵の九条良経編の『春除目抄』巻第二(函号 九一―一六二)には「奥二三枚堅巻、挿下、為軸代」とする作法に関して次のように見える(宮崎氏の御教示による)。

異説、雅実公授花園大臣、彼流以之為秘説、家説、同所用来也、

(124) 注(65) 所前掲論文、注(118) 細谷前掲論文参照。

(125) ここは一人を示すかもしれないが、二人と考えておく。注(58) 参照。

(126) 儀式の次第・作法等に関する源有仁より源師時への問合せは、『長秋記』大治二年十一月十八日条をはじめ、現存の『長秋記』に四十例近く見える。

(127) 注(124) 参照。

(128) 第四章では「源有仁編纂の儀式書の伝来」と題して述べる予定であった。

(129) 竹内理三「口伝と教命―公卿学系譜(秘事口伝成立以前)―」(『歴史地理』七五

巻四・五号 一九四〇年、同『律令制と貴族政権』II 一九五八年所収)。

(付記) 本稿作成に当たり多くの方々から御教示を得たが、特に、飯倉晴武・相馬万里子・吉岡眞之・宮崎康充・北啓太の各氏から多くの御教示を受けた。

また、史料の閲覧に際しては、国立歴史民俗博物館(田中稔・古瀬奈津子・小島道裕の各氏)・国立公文書館内閣文庫・東京大学史料編纂所(桑山浩然氏)・前田育徳会尊経閣文庫(橋本義彦・飯田瑞穂の両氏)より御便宜並びに御教示を賜った。更に本稿の概要は、『西宮記』研究会(研究代表 早川庄八氏)で発表させていただき、会員の方からも多くの御示唆を受けた。紙幅の都合で充分活かしきれない点もあるが、これらの方々・機関に深く感謝申し上げます。

(補注1) 桑山浩然氏の御教示による。『尊卑分脉』(一)公季公孫三系、『実隆公記』長享二年七月二十四日条・延徳元年八月二十七日条、『仁和寺諸院家記(恵山書写本)』上「真乘院」の項等参照。永正十六年(一一五二)に七十余歳で入滅した。

(補注2) 「裏書」・「今」の上にはそれぞれ墨書の合点があるが、省略した。

(補注3) 裏表紙見返に「明曆」の朱印が一顆ある。

(補注4) (補注3) に同じ。

(補注5) 徳大寺公継の日記『宮槐記』承元四年(一一二〇)正月九日条に見える「花園左府次第」(公継が引用)は内容から言って「花園左府白馬節会次第」と同じである可能性が強い。

(補注6) 反町茂雄「三条西伯爵家文庫の崩壊(同「古書肆の思い出」3 古典籍の奔流横溢 一九八八年)も参照。

(補注7) 賀茂清茂(延宝七年(一一六七)〜天曆三年(一一七五))に関して、児玉幸多「賀茂清茂伝」(『歴史地理』七〇巻六号 一九三七年)に詳しく、伏見宮家と清茂との関係も深いことが知られる。

図 I 源有仁の系譜と編著書

(「[]」「」内はその人物による日記・儀式書・口伝・教命等を示す。なお、注脚前掲所功論文所収の源有仁の「関係略系図」参照。)

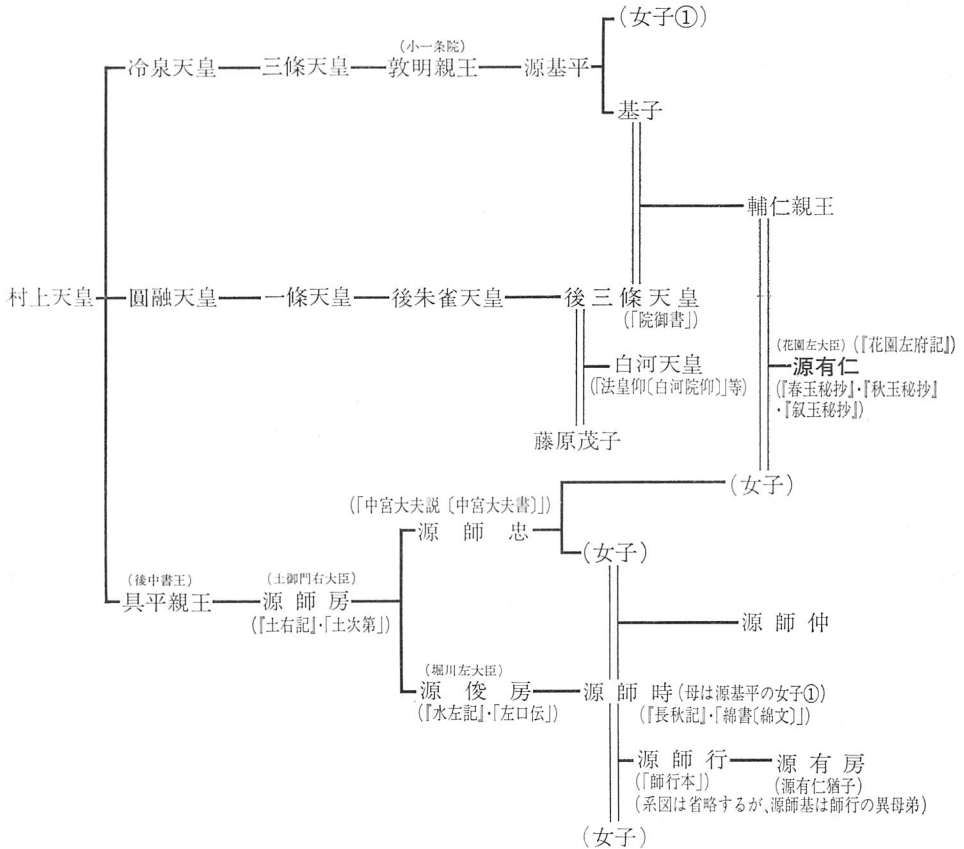


図 II 『叙玉秘抄』写本略系統図

(□: 現存せず、—: 転写、—: 未確定)

